

第14次労働災害防止計画の実施状況等について①

第184回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第14次労働災害防止計画の実施状況について

○前回までの主な御議論のまとめ

○アウトプット・アウトカム指標について

- ・ 感覚的な分析ではなく、低調要因を特定の上で必要な対応を行うべき。
- ・ 調査サンプル数が少ないもの等について、より適切な実態把握について検討すべき。
- ・ 分科会で示されたフォローアップに基づいて、アウトプット・アウトカム指標の関係性を検証すべき。

⇒第14次労働災害防止計画のフォローアップ事業等（※）において対応 → 本資料

※委託事業における検討、労働者死傷病報告を基にした災害発生事業場への聞き取りや被災者アンケート等による実態把握を実施。

○労働災害発生状況の詳細分析が必要

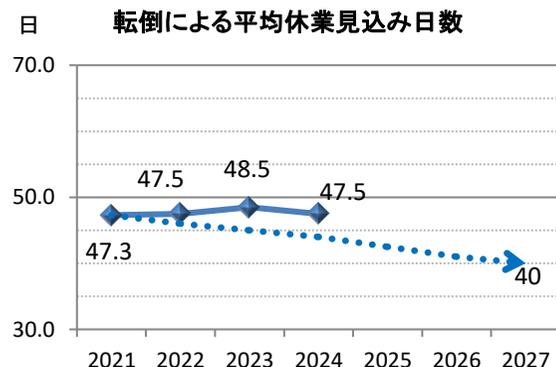
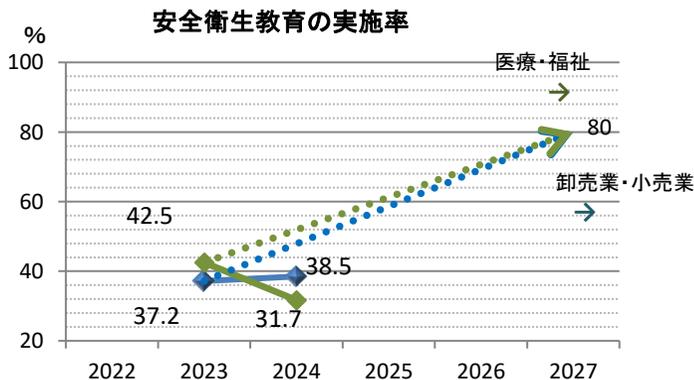
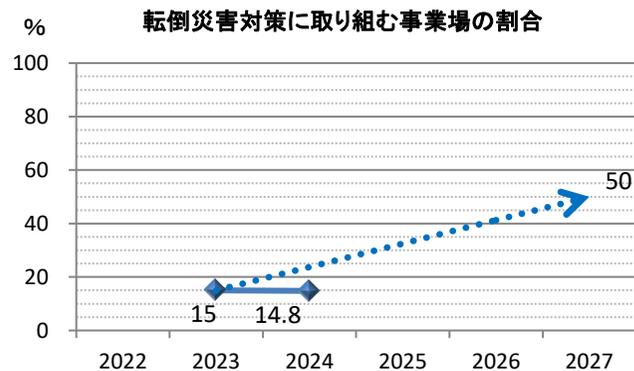
- ・ 労働災害の減少がみられない第三次産業を中心として、業種等の特性を踏まえた対策を講じることが重要

⇒業種ごとの労働災害発生状況について、更なる深掘りを行った。 → 資料4-2

労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進（転倒災害防止対策）

1. 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進（転倒）

アウトプット指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする（労働安全衛生調査）。	15.0%	14.8%	（2022年）（2027年） （5%）*→ 50%以上 *本防災計画策定の参考とした、 2022年11月実施のアンケート結果	ソフト対策（労働者の転倒や負傷のリスクの見える化や転倒しにくい身体づくり等）に取り組んでいる事業場の割合が低調である（2023年：15.6%→2024年：15.2%）という状況は変わっておらず、当該指標については横ばいとなっている。
卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする（労働安全衛生調査）。	卸売業・小売業：37.2% 医療・福祉：42.5% ※雇入れ時教育	卸売業・小売業：38.5% 医療・福祉：31.7% ※雇入れ時教育	（2022年）（2027年） — → 80%以上 （参考）2016年労働安全衛生調査 卸売業・小売業：39.0% 医療・福祉：40.2%	安全衛生教育の実施率が低い状況となっているが、「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」で指摘されたとおり、人手不足や顧客優先の習慣、災害防止に取り組む必要性の認識の低さ等が要因として考えられる。また、社会福祉施設において、入職者数が減少したことも一因と考えられる。
アウトカム指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける（労働者死傷病報告/労働力調査）。	詳細は次頁	詳細は次頁	2027年までに男女とも死傷年千人率の増加に歯止めをかける	男女共通して70歳以上で増加がみられ、過去には少なかった身体機能の低下した労働者の慣れない仕事への就労が増えていることが、転倒災害発生率の押し上げ要因になっていることが推測される。
転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする（労働者死傷病報告/労働力調査）。	48.5日	47.5日	（2021年）（2027年） 47.3日 → 40日	2023年比で減少している（男女とも減少している）。 なお、死亡災害の中には、重機ごと転倒したケース等も含まれており、死亡災害を除いた場合の平均休業見込日数は41.2日（2023年は41.3日）であった。引き続き、様々な切り口でデータを検証していく。



1. 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進（転倒）

転倒災害の年齢別男女別死傷年千人率（2024年分の青字が前年比減、赤字が前年比増）

	2021年		2022年		2023年		2024年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15～19歳	0.294	0.217	0.290	0.200	0.280	0.219	0.300	0.192
20～24歳	0.224	0.155	0.243	0.163	0.235	0.181	0.235	0.167
25～29歳	0.202	0.142	0.214	0.148	0.214	0.142	0.190	0.151
30～34歳	0.244	0.176	0.235	0.168	0.230	0.189	0.231	0.162
35～39歳	0.270	0.206	0.280	0.208	0.263	0.196	0.268	0.193
40～44歳	0.319	0.291	0.326	0.299	0.347	0.275	0.308	0.267
45～49歳	0.397	0.424	0.400	0.428	0.419	0.433	0.406	0.420
50～54歳	0.475	0.834	0.528	0.837	0.514	0.802	0.518	0.790
55～59歳	0.634	1.456	0.656	1.422	0.632	1.397	0.678	1.351
60～64歳	0.803	1.952	0.841	1.964	0.832	2.031	0.836	1.930
65～69歳	1.011	2.464	1.027	2.607	0.982	2.643	1.018	2.593
70～74歳	1.196	2.572	1.166	2.843	1.179	2.887	1.202	3.003
75～79歳	1.318	2.443	1.309	2.673	1.458	2.877	1.510	2.946
80～84歳	1.486	1.950	1.375	2.057	1.622	2.288	1.844	2.600
85歳～	0.900	1.400	0.833	1.450	1.600	1.250	1.550	0.633
小計	0.458	0.757	0.476	0.780	0.478	0.796	0.483	0.791
合計	0.598		0.619		0.628		0.629	

1. 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進（転倒）

転倒災害の年齢別男女別度数率（2024年分の青字が前年比減、赤字が前年比増）

	2021年				2022年				2023年				2024年			
	度数率		労働時間		度数率		労働時間		度数率		労働時間		度数率		労働時間	
	男性	女性	男性	女性												
19歳以下	0.245	0.229	21	17.4	0.259	0.222	20.3	16.6	0.256	0.241	21	17.4	0.283	0.221	20.3	16.6
20～24歳	0.127	0.092	33.9	32.5	0.138	0.096	32.9	31.6	0.133	0.107	33.9	32.5	0.136	0.101	32.9	31.6
25～29歳	0.092	0.072	42.6	38.3	0.096	0.075	41.7	37.8	0.096	0.071	42.6	38.3	0.087	0.077	41.7	37.8
30～34歳	0.108	0.096	43.4	35.4	0.104	0.091	42.6	35.7	0.102	0.102	43.4	35.4	0.104	0.087	42.6	35.7
35～39歳	0.117	0.121	43.9	33.3	0.123	0.121	43.1	32.9	0.115	0.113	43.9	33.3	0.119	0.112	43.1	32.9
40～44歳	0.139	0.173	44.4	32.3	0.141	0.178	43.8	32.5	0.150	0.163	44.4	32.3	0.135	0.157	43.8	32.5
45～49歳	0.172	0.251	44.5	32.7	0.172	0.253	43.8	32.3	0.181	0.254	44.5	32.7	0.177	0.249	43.8	32.3
50～54歳	0.208	0.493	44.5	32.8	0.230	0.493	43.7	32.6	0.222	0.469	44.5	32.8	0.227	0.463	43.7	32.6
55～59歳	0.285	0.889	43.2	32.2	0.292	0.857	42.6	31.9	0.280	0.832	43.2	32.2	0.305	0.810	42.6	31.9
60～64歳	0.397	1.295	39.8	29.5	0.409	1.281	39.4	29.5	0.401	1.320	39.8	29.5	0.406	1.251	39.4	29.5
65～69歳	0.589	1.905	33.7	25.1	0.588	1.992	33.2	24.8	0.559	2.020	33.7	25.1	0.586	2.000	33.2	24.8
70～74歳	0.788	2.182	29.2	22.7	0.750	2.413	29.1	22.2	0.774	2.439	29.2	22.7	0.790	2.587	29.1	22.2
75歳以上	0.953	1.988	26.2	22.3	0.966	2.064	25.6	21.1	1.072	2.303	26.2	22.3	1.173	2.484	25.6	21.1
小計	0.214	0.458	41.2	32	0.222	0.469	40.4	31.7	0.223	0.477	41.2	32	0.229	0.477	40.4	31.7
合計	0.313		37.1		0.323		36.5		0.325		37.1		0.330		36.5	

1. 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進（転倒）

○労働安全衛生調査

・労働者の転倒を防止するための対策、転倒防止対策の取組の有無別事業所割合

			R5	R6
物理的対策	①設備・装備などの対策（職場内の手すり、滑りにくい床材の導入・靴の使用、段差の解消、照度の確保等）、整理・整頓・清掃の徹底など	取り組んでいる	78.1	77.7
		取り組んでいない	17.6	17.2
		不明	4.4	5.1
身体的要因を考慮した対策	②骨密度、ロコモ度等のチェックによる転倒やけがのリスクの見える化	取り組んでいる	6.6	5.8
		取り組んでいない	81.2	79.3
		不明	12.2	14.9
身体的要因を考慮した対策	③転びにくい、又はけがをしにくい身体づくりのための取組（専門家等による運動指導、スポーツの推進等）	取り組んでいる	13.4	13.6
		取り組んでいない	75.3	72.6
		不明	11.2	13.7

○災害発生事業場への再発防止対策指導結果（転倒）

・雇入れ時教育の際に転倒災害防止のための教育を実施していましたか。

	R6(N=653)	R7(N=4111)
実施していた	57.0	63.1
実施していなかった	30.9	28.8
雇入れ時教育を実施していない	10.7	8.1
いずれも該当しない	0.9	—
空欄	0.5	—

○被災労働者アンケート（転倒）

・事業所が実施している転倒災害防止対策について教育、周知を受けていますか。

	R6(N=369)	R7(N=639)
受けており、内容も理解している	52.3	50.9
受けているが、内容は理解していない	2.4	1.6
受けたかどうか分からない	23.3	24.1
受けていない	22.0	23.5

・教育、周知を受けたとおり、対策を実行していますか。

	R6(N=202)	R7(N=335)
対策を実行している	81.2	86.0
対策を一部実行している	17.8	14.0
対策をまったく実行していない	1.0	0.0

1. 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進（転倒）

結果の分析

- アウトプット指標の転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）の内訳を見ると、ハード面の対策（物理的対策）は約8割の事業場で取組が進んでいるものの、ソフト面の対策（身体的要因を考慮した対策）の実施率が低調となっている。
- ソフト面の対策として、エイジフレンドリーガイドラインでは、作業姿勢や作業スピード、作業内容等の改善のほか、重量物の取り扱いへの配慮、短時間勤務等の高年齢者の特性を考慮した作業管理が掲げられており、これらの取組の促進を図ることが必要と考えられる。
- 一方、ソフト面の対策の実施率を集計した労働安全衛生調査では、ソフト面の対策として「骨密度、ロコモ度等のチェックによる転倒やけがのリスクの見える化」、「転びにくい、又はけがをしにくい身体づくりのための取組」のみが選択肢として設定されており、ソフト面の対策の実施状況が必ずしも正確に把握できていないことも考えられる。
- ハード面の対策の実施率は約8割であるものの、転倒災害の発生率が減少傾向にあるとは言えないことから、ハード面の対策が講じられていて転倒災害が発生したのか、ハード面の対策が不十分又は講じられていないことにより転倒災害が発生したのか等、ハード面の対策が転倒防止に十分に寄与しているか更なる分析と検討が必要と考えられる。
- 災害発生事業場への再発防止対策指導結果によれば、雇入れ時教育の際の転倒防止教育の実施状況は約6割に留まっているが、被災労働者アンケートによると、教育を受けた者において対策を実行している者は約9割に達していることから、転倒防止の教育が対策の実行に有効であることが示唆される。

アウトプット指標・アウトカム指標の関連性

- アウトプット指標は2023年、2024年とも約15%となっており、大きな変化が見られない中、アウトカム指標である年齢層別死傷年千人率は、70歳以上の層では増加傾向を示すものの、他の年代ではばらつきが大きく現時点で明らかな傾向は見られていない。また、平均休業見込日数は2023年から2024年にかけてわずかな減少に留まっていることを見ると、現時点で、アウトプット指標とアウトカム指標の関連について、明確に評価することは困難な状況である。

※転倒による平均休業見込日数は対前年比で減少しているが、死亡災害の中には、重機ごと転倒したケース等も含まれており、死亡災害を除いた場合の平均休業見込日数は横ばいである。

今後の検討事項等

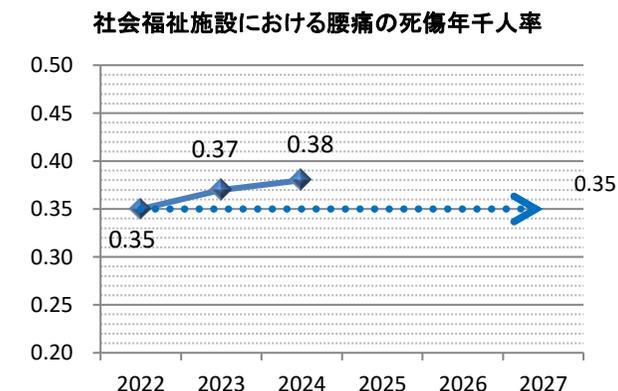
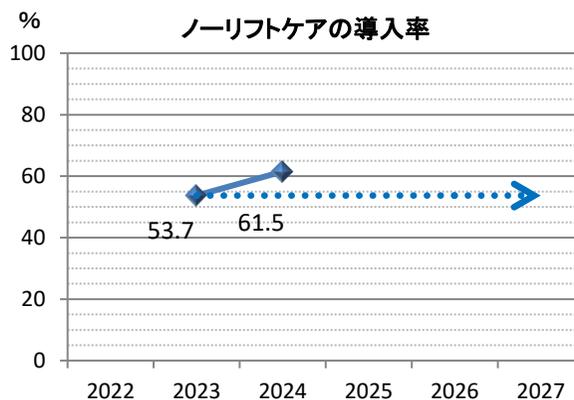
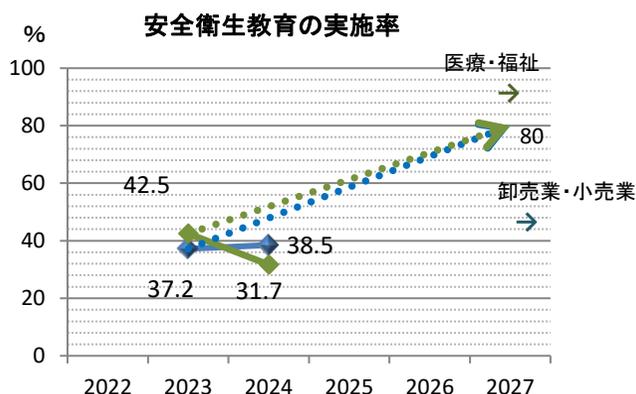
- 労働安全衛生調査のソフト面の取組内容について、現状の選択肢のほか、高年齢者の特性を考慮した作業管理の多様な取組が把握できるようにすべきではないか。
- ハード面の対策は多くの事業場で実施されているにもかかわらず、転倒災害の減少が見られないことから、ハード面の対策の効果の程度を対策別に把握することも考えられるのではないか。
- 教育の実施が十分とは言えないことから、教育を実施しない理由について把握する必要があるのではないか。
- 転倒災害防止対策を実施していない事業場について、対策の実施にあたってネックになっている要因を把握する必要があるのではないか。

労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進（腰痛）

1. 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進（腰痛）

アウトプット指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする（労働安全衛生調査）。【再掲】	卸売業・小売業:37.2% 医療・福祉:42.5% ※雇入れ時教育	卸売業・小売業:38.5% 医療・福祉:31.7% ※雇入れ時教育	(2022年) ー (2027年) → 80%以上 (参考)2016年労働安全衛生調査 卸売業・小売業:39.0% 医療・福祉:40.2%	安全衛生教育の実施率が低い状況となっているが、「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」で指摘されたとおり、人手不足や顧客優先の習慣、災害防止に取り組む必要性の認識の低さ等が要因として考えられる。また、社会福祉施設において、入職者数が減少したことも一因と考えられる。
介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる（労働安全衛生調査）。	53.7%	61.5%	(2023年) 53.7% (2027年) → 53.7%以上 (参考)2022年アンケート調査で 「リフト等の介護機器・設備の使用により負担軽減を図っている」:12.5% 「スライディングシート・ボードを使用させている」:29.2%	リフト等の介護機器・設備の使用により負担軽減を図っている事業場の割合が増加している。 なお、再発防止対策書により、ノーリフトケアを導入していない理由を確認したところ、「取り組み方が分からない」「経費がかかりすぎる」「労働者の関心がない」といった意見が多く見られた。

アウトカム指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。（労働者死傷病報告/労働力調査）。	0.37	0.38	(2022年) 0.35 (2027年) → 0.35未満	高齢労働者を中心として腰痛災害の発生率が上昇したことが、死傷年千人率が増加した原因の1つとして考えられる。



1. 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進（腰痛）

○災害発生事業場への再発防止対策指導結果（腰痛）

・リフトやスタンディングマシン等の福祉機器・設備の使用による負担軽減について

	R6(N=33)	R7(N=165)
導入し、使用されている	18.2	20.6
導入したが、十分には使用されていない	21.2	6.1
導入を検討している	9.1	32.1
導入の予定はない	45.5	41.2
いずれも該当しない	6.1	—

・スライディングシート・ボードの使用について

	R6(N=33)	R7(N=165)
導入し、使用されている	45.5	45.5
導入したが、十分には使用されていない	18.2	23.0
導入を検討している	0.0	12.7
導入の予定はない	30.3	18.8
いずれも該当しない	6.1	—

○被災労働者アンケート（腰痛）

・対策を実行していない理由として、何が挙げられますか。（複数回答）

	R6(N=6)	R7(N=4)
多少の危険性があることは認識しているがルールよりも効率化を優先している（時間内に作業が終わらない・時間的な余裕がない）	83.3	50.0
面倒くさい	16.7	50.0
会社としての風土がルール徹底を図っていない	0.0	0.0
現場の状況にあったルールになっていない	0.0	0.0
対策に必要な装備などが不足している	0.0	0.0
その他	16.7	25.0

○労働安全衛生調査

・腰部に負担のかかる業務に従事する労働者がいる事業所のうち、腰痛予防に関する教育を行っている事業所の割合
※腰部に負担のかかる業務に従事する労働者がいる事業所を100としたとき。

	R5	R6
腰痛予防に関する教育を行っている	82.7	85.5

・介護や看護等での人の抱え上げ作業に係る腰痛予防対策の取組の有無及び対策内容

	R5	R6
腰痛予防対策に取り組んでいる	97.4	96.4
リフト等の介護機器・設備の使用により負担軽減を図っている	29.8	37.9
スライディングシート・ボードを使用させている	34.6	39.1

○被災労働者アンケート（腰痛）

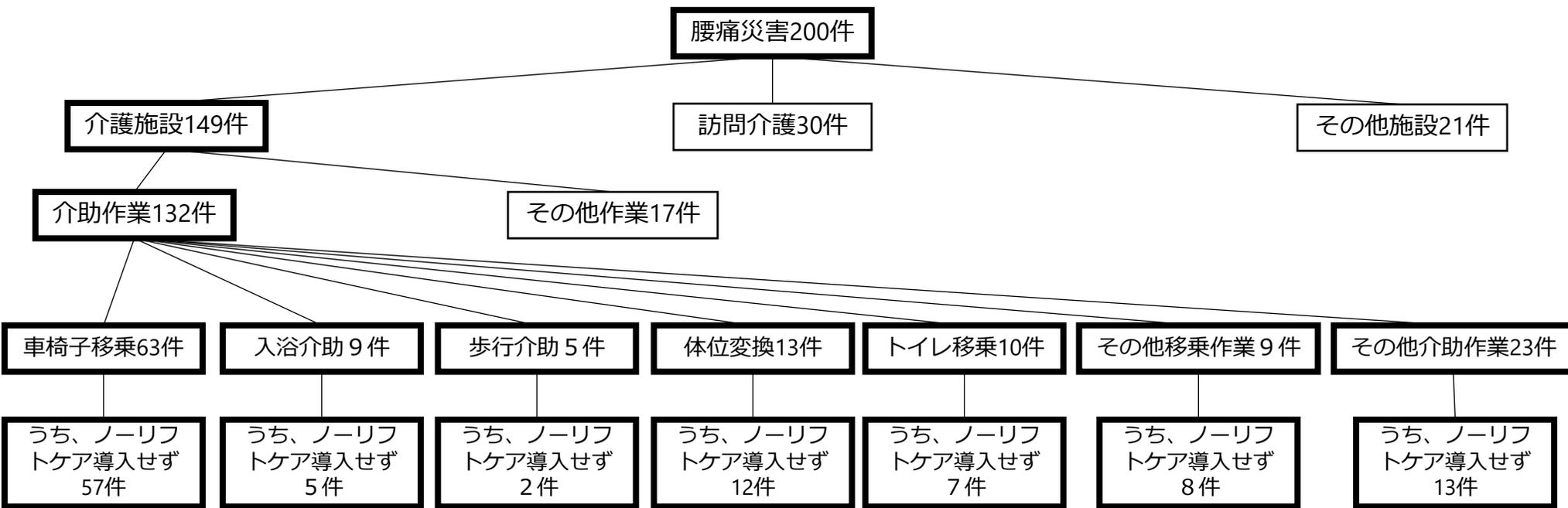
・事業所が実施しているノーリフトの導入について教育、周知を受けていますか。

	R6(N=36)	R7(N=56)
受けており、内容も理解している	22.2	16.1
受けているが、内容は理解していない	8.3	0.0
受けたかどうか分からない	22.2	42.9
受けていない	47.2	41.1

1. 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進（腰痛）～災害事例の分析～

社会福祉施設の腰痛に係る災害分析

- 令和6年、7年の社会福祉施設における腰痛100件ずつ分析したところ、約75%（149件）が介護施設で発生し、そのほとんど（132件）が介助作業中の災害であった。介護施設における介助作業（132件）のうち、最も腰痛発生が多いのは車椅子に係る移乗作業（63件、全体の31.5%）であった。
- 介護施設における介助作業で発生した災害132件のうち、ベッドから車椅子への移乗作業など、災害の態様から、ノーリフトケアが導入されていないが導入により防止できた可能性がある災害が104件であった。
- そのため、この104件（全体の52%）はノーリフトケアの導入を進めることで災害発生件数を減少させることができる可能性がある。
- その他の災害については、訪問介護先での災害などそもそもノーリフトケアの導入が難しい災害や、清掃中の災害など介助作業以外で発生した災害があり、そういった災害については、作業姿勢の改善などのソフト面での対応により防止を図ることが重要であると考えられる。



ノーリフトケア導入：合計28件、非導入合計104件

1. 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進（腰痛）

結果の分析

- ノーリフトケアを実施している事業場の割合は増加しているものの、導入したが十分使用されていない割合は一定程度ある。
- 労働安全衛生調査によると、リフトの導入(37.9%)とスライディングシートの導入(39.1%)の傾向に大きな差は見られなかったが、災害発生事業場への再発防止対策指導結果では、リフトの導入は15.9%、スライディングシートの導入は49.2%と、災害発生事業場では事業場全体に比べてリフトの導入が低調である。
- 災害発生事業場では車椅子に係る移乗作業における腰痛を防止するため有効と考えられるリフトの導入が進んでおらず、災害発生動向に影響を与えているの可能性も考えられる。
- リフトの導入については設備的制約や費用面での制約がある上、やむを得ず抱え上げ作業などを行う必要もあることから、作業姿勢の改善なども重要であるため、事例集を用いての教育は必要。
- 労働安全衛生調査によると、腰痛予防に関する教育を行っている事業所の割合は高いものの、被災労働者アンケートによると、教育の内容を理解している労働者は低調である。

アウトプット指標・アウトカム指標の関連性

- ノーリフトケアの導入に係るアウトプット指標について、災害分析によると、ノーリフトケアが導入されていないが導入により防止できた可能性がある災害も多く、ノーリフトケアの導入事業場割合を増加させることは重要と考えられるが、導入したが十分には使用されていない割合も一定程度あり、また、労働者においては効率優先で対策を実行していない場合もあり、アウトカム指標への影響は現時点では評価しきれない。
- 安全衛生教育については、事業場の実施率と、被災労働者の理解の度合いにギャップが大きく、教育内容の定着度合い、実践といったところまで、フォローしないことにはアウトカム指標に影響があまりない可能性もある。

今後の検討事項等

- 導入した機器等を有効に活用できているか、把握する必要がある。
- 腰部への負担軽減と、作業の効率化の両立に向けて、どのような設備を導入することが適切なのか、把握する必要がある。
- ノーリフトケアに関する教育の実施率と理解度に差があることから、教育の方法等についても把握する必要があるのではないか。

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

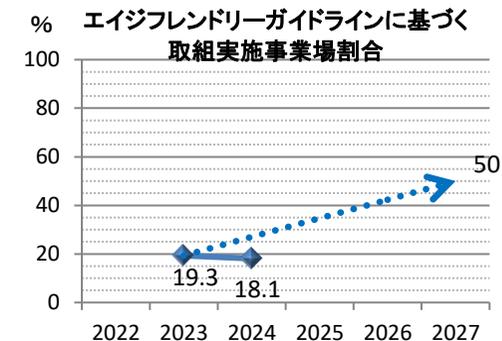
ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

2. 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

アウトプット指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
エイジフレンドリーガイドラインに基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする(労働安全衛生調査)。	19.3%	18.1%	(2022年) (2027年) (11.2%)* → 50%以上 *本災防計画策定の参考とした、 2022年11月実施のアンケート 結果	エイジフレンドリーガイドラインを知らない事業場が依然として多く(2023年:73.4→2024年:74.0)、当該指標は横ばいとなっている。



アウトカム指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける(労働者死傷病報告/労働力調査)。	男性 3.91 女性 4.16 (参考) 60代 男性3.75 女性4.00 70代 男性4.33 女性4.70 80代以上 男性4.31 女性3.18	男性 3.90 女性 4.12 (参考) 60代 男性3.73 女性3.92 70代 男性4.32 女性4.80 80代以上 男性4.55 女性3.22	2027年までに60歳以上の男女の死傷年千人率の増加に歯止めをかける	60歳代以上の死傷年千人率を年齢別で見ると男女ともに高年齢労働者の大半を占める60代が減少しており、全体の増加が抑えられていると考えられる。

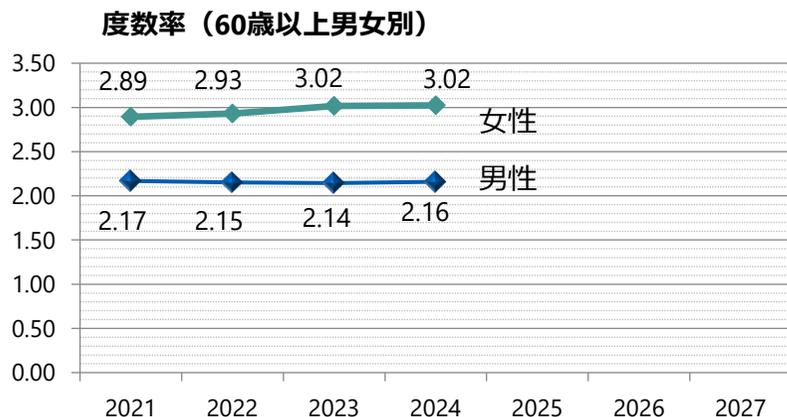
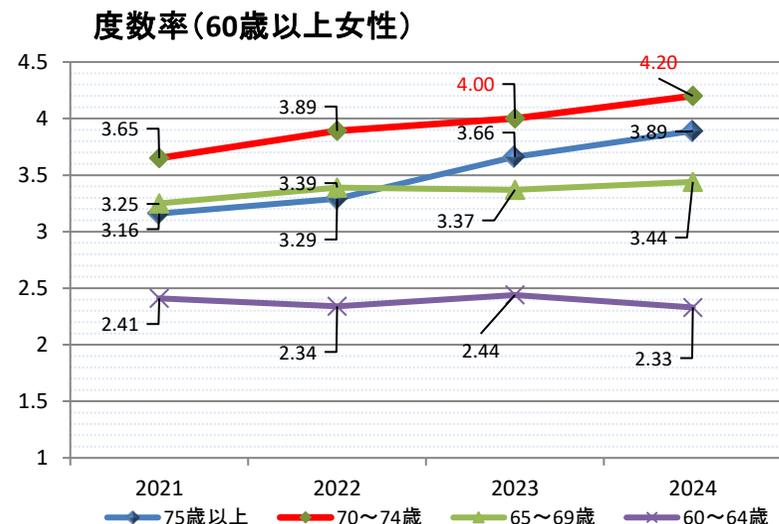
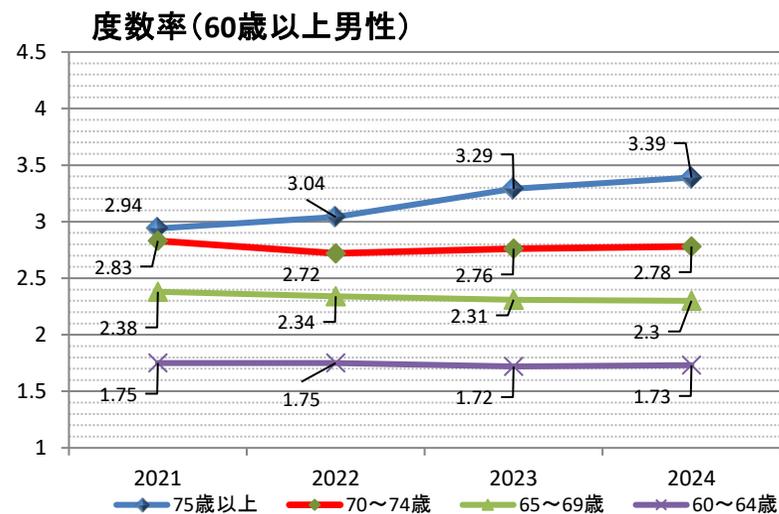


2. 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

高年齢労働者の度数率2024年は2023年に比べ女性は横ばいだが、男性では悪化している。

2023年 男性 2.14 女性 3.02 (60代 男性1.92 女性2.76、70代以上 男性2.92 女性3.89)

2024年 男性 2.16 女性 3.02 (60代 男性1.93 女性2.71、70代以上 男性2.97 女性4.09)



2. 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

○労働安全衛生調査

- ・高年齢労働者が業務に従事している事業所のうち、高年齢労働者に対する労働災害防止に取り組んでいる事業所の割合

	R5	R6
高年齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる	54.7	57.2

- ・高年齢労働者に対する労働災害防止対策の取組内容

①エイジフレンドリーガイドラインを知っている事業所

※エイジフレンドリーガイドラインを知っている事業所のうち高年齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる事業所を100としたとき

	R5	R6
高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針の表明	20.3	22.5
身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施	29.4	24.1
身体機能の低下を補う設備・装置の導入(転倒災害防止のための通路の手すり設置や段差解消、パワーアシストスーツの使用など)	25.2	24.4
高年齢労働者の特性を考慮した作業管理(高齢者一般に見られる持久性、筋力の低下等を考慮した高年齢労働者向けの作業内容の見直し)	56.5	62.9
労働災害防止を目的とした体力チェックの実施(厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用した体力の客観的な把握)	10.3	9.1
個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応(健康診断や体力チェックの結果に基づく運動指導や栄養指導、保健指導などの実施など)	45.9	47.8
高年齢労働者の特性に応じた教育(加齢による身体能力低下に伴う労働災害リスクや体力維持の重要性の教育など)	27.7	27.7
その他	1.4	1.9

②エイジフレンドリーガイドラインを知らない事業所

※エイジフレンドリーガイドラインを知らない事業所のうち高年齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる事業所を100としたとき

	R5	R6
高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針の表明	7.6	6.2
身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施	14.4	12.3
身体機能の低下を補う設備・装置の導入(転倒災害防止のための通路の手すり設置や段差解消、パワーアシストスーツの使用など)	17.1	16.2
高年齢労働者の特性を考慮した作業管理(高齢者一般に見られる持久性、筋力の低下等を考慮した高年齢労働者向けの作業内容の見直し)	67.4	64.9
労働災害防止を目的とした体力チェックの実施(厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用した体力の客観的な把握)	2.1	2.7
個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応(健康診断や体力チェックの結果に基づく運動指導や栄養指導、保健指導などの実施など)	41.9	39.8
高年齢労働者の特性に応じた教育(加齢による身体能力低下に伴う労働災害リスクや体力維持の重要性の教育など)	15.6	14.2
その他	1.5	2.5

2. 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

○災害発生事業場への再発防止対策指導結果（高年齢労働者）

- ・今回の労働災害発生時の作業について、安全衛生教育を実施していましたか。

	R6(N=425)	R7(N=2773)
実施していた	56.9	58.0
実施していなかった	32.7	32.6
実施したか覚えていない	8.7	9.4
不明	1.6	—

○被災者アンケート（高年齢労働者）

- ・事業所から高年齢労働者に特有の労働災害リスク等の教育、周知を受けましたか。

	R6(N=554)	R7(N=400)
受けており、内容も理解している	37.0	38.3
受けているが、内容は理解していない	4.0	1.8
受けたかどうか分からない	23.5	25.5
受けていない	35.6	34.5

結果の分析

- ・ 60歳以上の死傷年千人率は男女ともに対前年比で減少しているものの、度数率では男性で増加、女性で横ばいとなっており、高年齢者の労働災害発生率が減少しているとは必ずしも言えない。
- ・ アウトプット指標は、労働安全衛生調査において60歳以上の高年齢労働者が業務に従事している事業所（100%）のうち、エイジフレンドリーガイドラインを知っているかつ高年齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいると回答した事業所の割合を設定しており、令和6年は18.1%となっているが、ガイドラインを知らないかつ高年齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいると回答した事業所の割合は36.9%あり、合計すると半数以上の事業所で何かしらの高年齢労働者に対する労働災害防止対策が取られていることとなる。
- ・ しかしながら、エイジフレンドリーガイドラインを知っている事業所と知らない事業所で、高年齢労働者に対する労働災害防止対策の取組内容を比較すると、ガイドラインを知っている事業場の方がリスクアセスメントの実施率が高く、対策の重点を把握した上で対応を行っていることも考えられる。そのため、令和8年4月からはガイドラインが廃止となり、新たに「高年齢者の労働災害防止のための指針」が適用されるが、当該指針の内容の周知を図っていく必要があると考えられる。
- ・ 安全衛生教育について、教育を実施したとする事業者の認識と、教育を受けており内容を理解しているとする労働者の理解に乖離があることから、教育の内容や理解度について分析検討を行うことが必要である。

2. 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

アウトプット指標・アウトカム指標の関連性

- アウトプット指標の取組割合は2023年19.3%から2024年の18.1%に微減しているが、アウトカム指標の年千人率は微減している。
- アウトカム指標については微減の状況にあるが、度数率で見ると、前年と同様又は微増の状況にある。
- アウトプット指標、アウトカム指標とも微減、微増の状況であり現時点で関連性を評価することは難しく、今後の数値の推移を見ていく必要がある。
- なお、アウトプット指標は、エイジフレンドリーガイドラインに基づく高年齢労働者の安全確保の取組を実施する事業場の割合(2024年18.1%)としているが、ガイドラインを知らない事業場においても取組が行われており(36.9%)、その割合は増加している。

今後の検討事項等

- 高年齢労働者の労働災害防止対策の努力義務化、大臣指針の公表を内容とする改正安衛法への対応を踏まえた変動を注視していく必要がある。
- 高年齢労働者については、フルタイムではない形態で働く者も多いことから、アウトカム指標の動向は死傷年千人率だけではなく度数率も勘案することについて検討する必要があるのではないか。
- 事業場と被災労働者の間に教育の実施と理解に関するギャップが見られることから、教育内容や理解度について分析・検討することが必要ではないか。

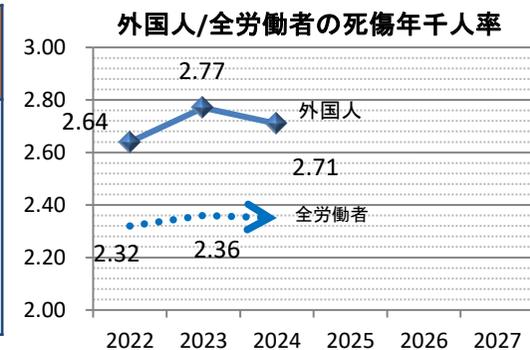
多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害 防止対策の推進

4. 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

アウトプット指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする(労働安全衛生調査)。	49.9%	60.4%	(2022年) (2027年) — → 50%以上 (参考)2020年労働安全衛生調査 外国人労働者にわかる方法で災害防止の教育を行っている:25.1% わかる言語で説明するなど、作業手順を理解させている:49.8%	増加した外国人労働者の多くが、労働災害防止の教育の実施率が比較的高いと思われる規模の大きい企業(企業規模500人以上)に雇用されていること等も指標が改善した一因と考えられる。



アウトカム指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする(労働者死傷病報告/外国人雇用状況)。	2.77 (労働者平均 2.36)	2.71 (労働者平均 2.35)	(2022年) (2027年) 2.64 → 労働者平均以下 (労働者平均2.32)	増加した外国人労働者の多くが、安全衛生対策や労働災害防止の教育の実施率が比較的高いと思われる規模の大きい企業(企業規模500人以上)に雇用されていること等も指標が改善した一因と考えられる。



4. 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

○労働安全衛生調査

・在留資格を有する外国人労働者に対する労働災害防止対策の取組の有無及び取組内容(在留資格を有する外国人労働者が業務に従事している事業所に占める割合)
※在留資格を有する外国人労働者が業務に従事している事業所を100としたとき。

	R5	R6
外国人労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる	75.9	84.7
外国人労働者に分かる言語（母国語ややさしい日本語等）により災害防止の教育を行っている	49.9	60.4
災害防止のための指示などを理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させている	41.7	42.9
災害防止に関するピクトグラムなど、標識、掲示、表示等について、図解や母国語を用いて理解できるようにしている	17.6	16.1
外国人労働者に対する労働災害防止対策の取組内容（複数回答）		
同じ言語を話せる外国人労働者による実地の教育訓練（OJT）を行っている	27.8	27.3
労働者の文化的バックグラウンド（価値観、危険感受性等）に応じたコミュニケーションを行っている	24.3	28.7
免許の取得や技能講習の修了が必要な業務に従事させる際には、必要な資格を取得させている	27.4	36.7
産業医や衛生管理者等を活用して、健康指導及び健康相談を行うようにしている	23.9	23.1
その他	1.5	2.3
外国人労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいない	22.7	14.1
不明	1.4	1.2

○被災者アンケート

・あなたが被災した災害で最も近いものを選択してください。

	R6(N=54)	R7(N=37)
転倒	38.9	37.8
腰痛	5.6	8.1
高所からの墜落・転落	11.1	5.4
機械によるはさまれ・巻き込まれ	33.3	21.6
伐木作業時の災害	0.0	0.0
化学物質による健康障害（病気や皮膚の炎症など）	9.3	0.0
熱中症	1.9	8.1
いずれも該当しない	-	18.9

・教育、周知を「受けており、内容も理解している」「受けているが、内容は理解していない」と回答した方にお聞きします。教育は母国語又は英語で受けましたか。

	R6(N=40)	R7(N=21)
母国語で受けた	40.0	28.6
英語で受けた	0.0	0.0
日本語で受けた	60.0	71.4

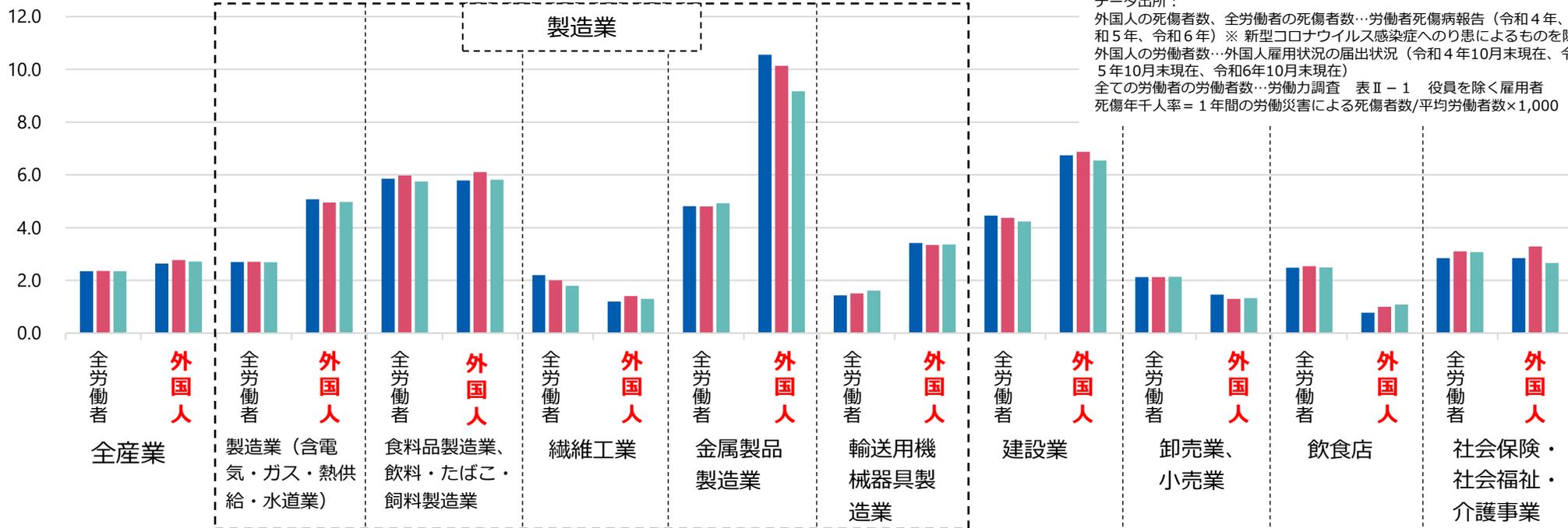
外国人労働者の労働災害発生状況

- 外国人労働者の労働災害発生率（死傷年千人率）は、製造業（特に食料品製造業や金属製品製造業）や建設業において高く、全体平均を上回っている。
- 卸売・小売業、飲食店において外国人の災害発生率が低いのは、在留資格による労働時間の制限による可能性がある。

主要産業における労働災害発生率(死傷年千人率)

■ 2022年 ■ 2023年 ■ 2024年

データ出所：
外国人の死傷者数、全労働者の死傷者数…労働者死傷病報告（令和4年、令和5年、令和6年）※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く
外国人の労働者数…外国人雇用状況の届出状況（令和4年10月末現在、令和5年10月末現在、令和6年10月末現在）
全ての労働者の労働者数…労働力調査 表Ⅱ-1 役員を除く雇用者
死傷年千人率 = 1年間の労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000

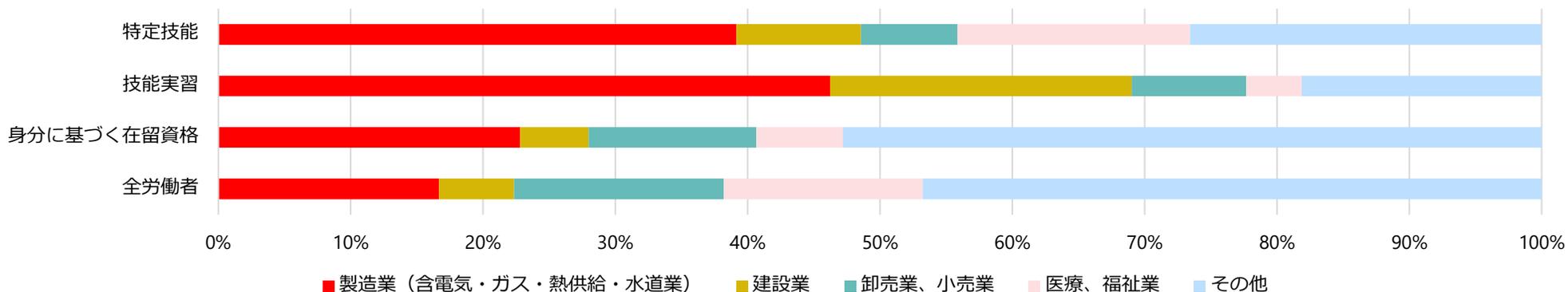


	全産業		製造 (含電気・ガス・熱供給・水道業)		食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業		繊維工業		金属製品製造業		輸送用機械器具製造		建設業		卸売業、小売業		飲食店		社会保険・社会福祉・介護事業	
	全労働者	外国人	全労働者	外国人	全労働者	外国人	全労働者	外国人	全労働者	外国人	全労働者	外国人	全労働者	外国人	全労働者	外国人	全労働者	外国人	全労働者	外国人
2022	2.3	2.6	2.7	5.1	5.9	5.8	2.2	1.2	4.8	10.6	1.4	3.4	4.5	6.7	2.1	1.5	2.5	0.8	2.8	2.8
2023	2.4	2.8	2.7	5.0	6.0	6.1	2.0	1.4	4.8	10.1	1.5	3.3	4.4	6.9	2.1	1.3	2.5	1.0	3.1	3.3
2024	2.3	2.7	2.7	5.0	5.7	5.8	1.8	1.3	4.9	9.2	1.6	3.4	4.2	6.5	2.1	1.3	2.5	1.1	3.1	2.7

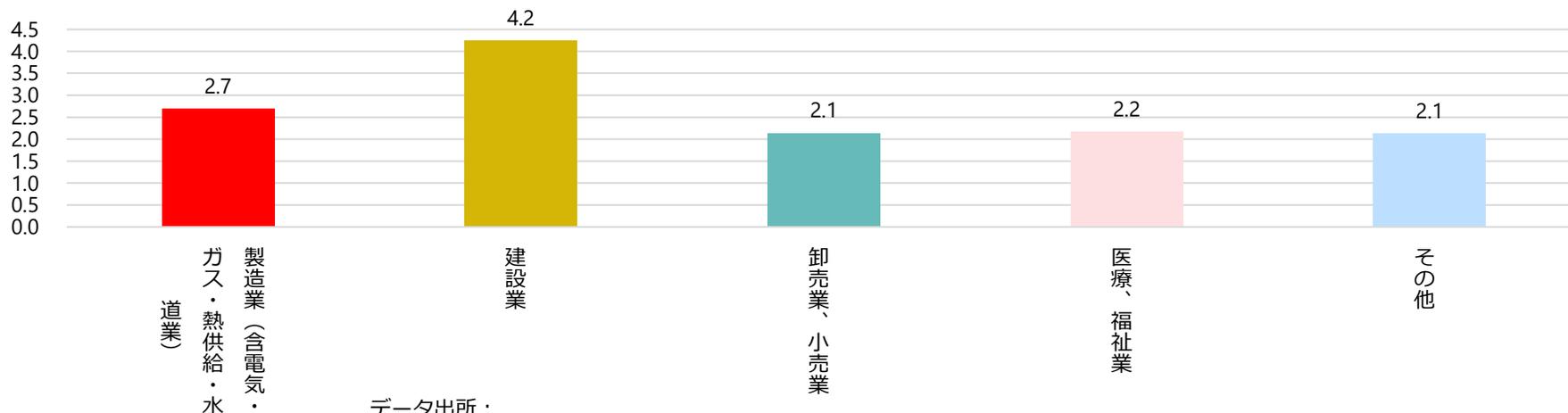
日本人を含む全労働者及び外国人労働者の就労業種（1）

- 特定技能、技能実習の就労業種は、建設業と製造業で5～7割を占め、全労働者と比較して両業種への就労割合が高い。このことが災害発生率に影響しているとみられる。

就労業種の割合（令和6年）



全労働者の死傷年千人率（令和6年）

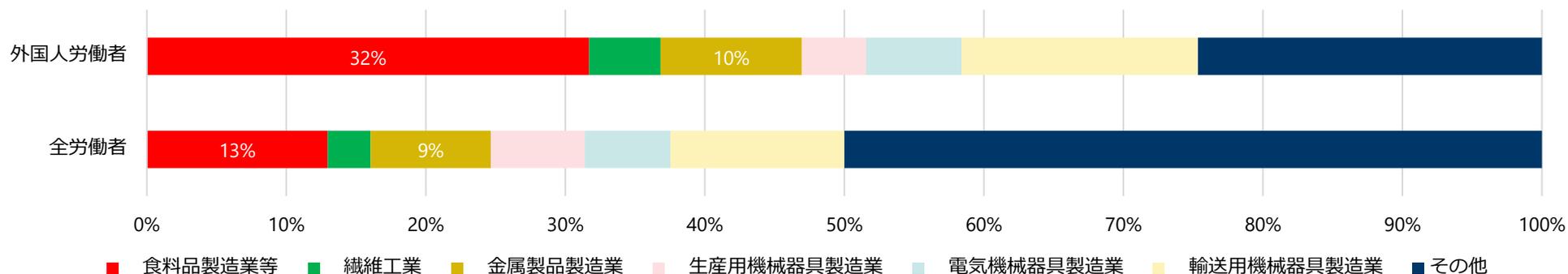


データ出所：
外国人の労働者数…外国人雇用状況の届出状況（令和6年10月末現在）
全ての労働者の労働者数…労働力調査（年次・2024年・基本集計第II-2-2表）

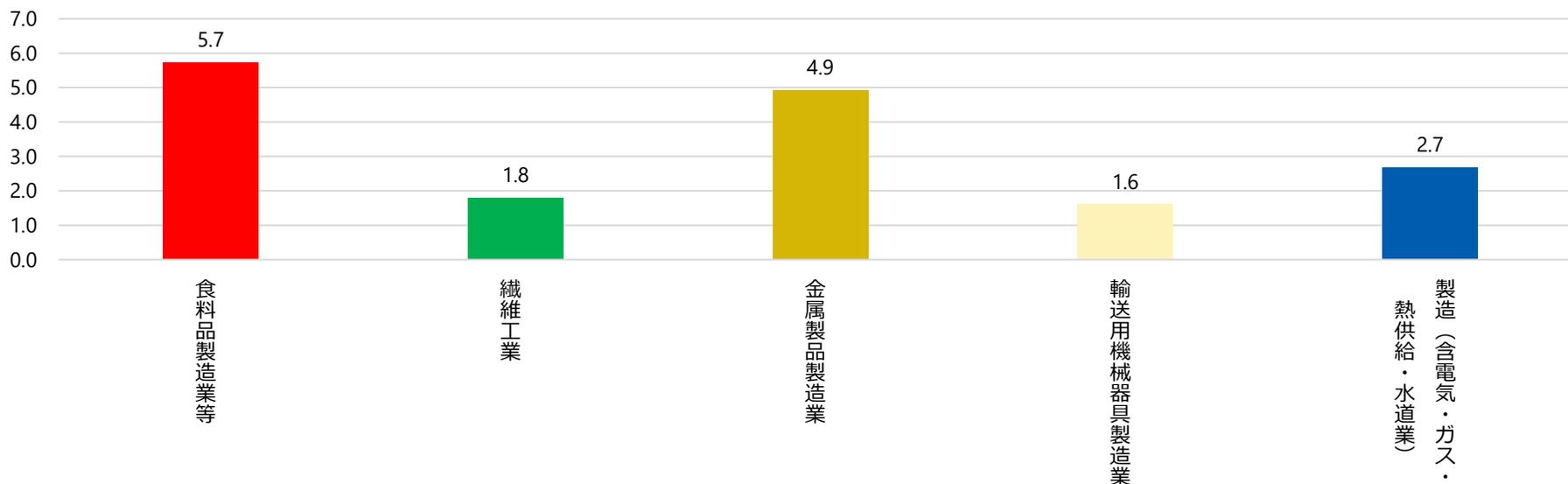
日本人を含む全労働者及び外国人労働者の就労業種（２）

- 製造業における外国人労働者の就労業種としては、災害発生率の高い食料品製造業等の割合が高い。このことが災害発生率に影響しているとみられる。

製造業（中分類）への就業割合



製造業（主要中分類業種）における死傷年千人率（全労働者）



4. 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

結果の分析

- アウトプット指標である外国人労働者の教育実施率は増加し（2024年60.4%）、アウトカム指標である死傷年千人率は減少（2024年2.71）しているものの、アウトカム指標の目標（全労働者平均以下）には達していない。外国人労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる事業場の割合は増加し8割に達しており、外国人の安全衛生対策への理解は一定程度が高まっていると考えられる。
- 特定技能、技能実習の就労業種は、死傷年千人率が高い建設業と製造業でそれぞれ約5割、約7割を占めており、両業種への就労割合が高いことが影響し、外国人労働者の死傷年千人率は労働者全体よりも高くなる傾向がある。一方で、同一業種で見ても、外国人労働者の方が労働者全体よりも死傷年千人率が顕著に高い業種も見られる。
- 外国人労働者と全労働者の労働災害発生率を業種別に見ると、業種ごとに両者の災害発生率に差が見られていることから、外国人労働者の災害発生率に影響している要素について更に分析を進めるとともに、引き続き業種の特성에応じた対策を進めていくことが重要と考えられる。
- 被災者アンケートについては回答総数が少なく、また、回答している時点である程度日本語が理解できていると考えられるため、これを元に判断することは難しい。

アウトプット指標・アウトカム指標の関連性

- アウトプット指標である外国人労働者の教育実施率が増加しており、アウトカム指標である死傷年千人率が減少している。また、外国人労働者に対する労働災害防止対策に取り組む事業場数が増加し、中でもアウトプット指標を中心に増加している状況を見ると、アウトプット指標とアウトカム指標に一定の関連があると考えられる。

今後の検討事項等

- 同一業種で比較した際に、労働者全体と外国人労働者の死傷年千人率が同水準のものもあれば、外国人労働者の方が高い業種もあるという差が見られることから、どのような要因でこのような差が生じ、又は生じていないのかについて業種特性等も踏まえて分析を行い、業種ごとに対応を検討する必要があるのではないか。
- アウトプット指標は上昇しているものの、外国人の教育の理解度等についても把握することが必要ではないか。

業種別の労働災害防止対策の推進（陸上貨物運送事業）

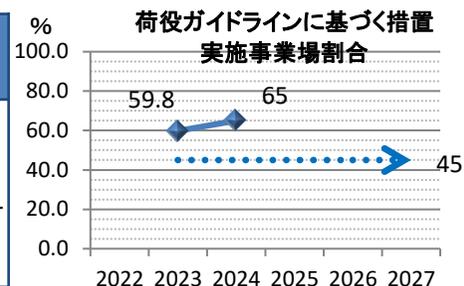
ひと、暮らし、みらいのために



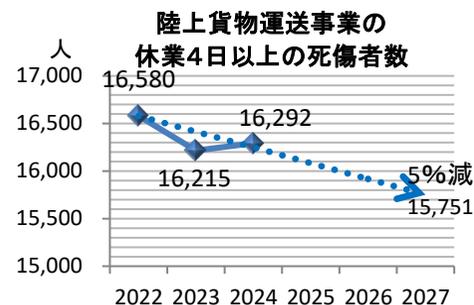
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

6. 業種別の労働災害防止対策の推進（陸上貨物運送事業）

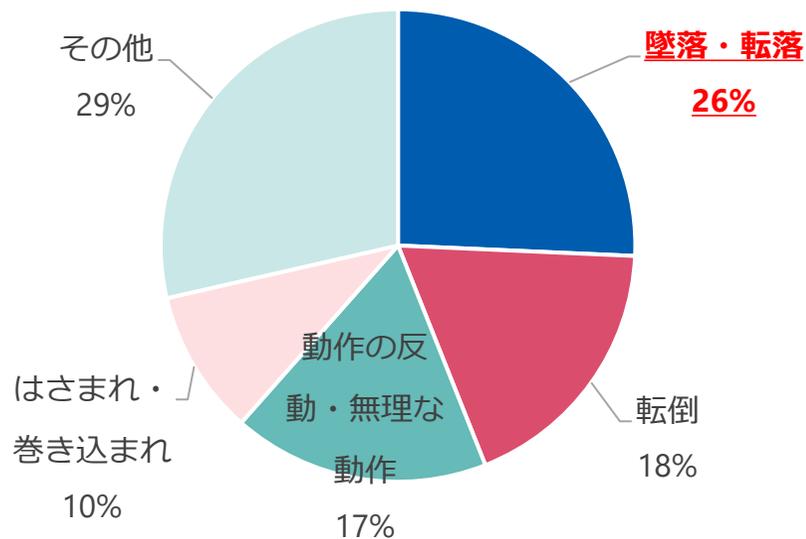
アウトプット指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
荷役作業における安全ガイドラインに基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする（労働安全衛生調査）。	59.8%	65.0%	（2022年）（2027年） （33.5%）* → 45%以上 *本災防計画策定の参考とした、2022年11月実施のアンケート結果	制度改正等を契機として、荷主等において、荷役災害の防止対策に関する理解が進んだことが考えられる。



アウトカム指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる（労働者死傷病報告）。	16,215人	16,292人	（2022年）（2027年） 16,580人 → 15,751人以下	上記要因により、若年齢層による荷役作業中等の墜落・転落、はさまれ・巻き込まれによる災害を中心に減少しているが、高年齢層による転倒災害等が増加しており、令和6年には前年比で増加した。



陸上貨物運送事業における死傷災害（令和6年）



墜落・転落	転倒	動作の反動・無理な動作	はさまれ・巻き込まれ	その他	合計
4,188	2,980	2,850	1,617	4,657	16,292

6. 業種別の労働災害防止対策の推進（陸上貨物運送事業）

○労働安全衛生調査

- ・原材料や商品等を納入・搬出等を行う運送業者に対する「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく**荷主等**の措置の取組の有無
※原材料や商品等を納入・搬出等を行う運送業者がいる業者の計を100としたとき。

	R5	R6
「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置に取り組んでいる	58.8	64.5
・ 陸上貨物運送事業における 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置の実施の有無 ※陸上貨物運送事業者の割合を100としたとき		
	R5	R6
「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置に取り組んでいる	87.1	83.3

○災害発生事業場への再発防止対策指導結果（荷役）

- ・今回の荷役作業について、安全衛生教育を実施していましたか。

	R6(N=134)	R7(N=2634)
実施していた	77.6	71.3
実施していなかった	14.9	19.6
実施したか覚えていない	5.2	9.0
未回答	1.5	—
いずれも該当しない	0.7	—

○被災者アンケート（荷役）

- ・事業場から雇入れ時などに、荷役災害防止対策について教育、周知を受けていましたか。

	R6(N=243)	R7(N=256)
受けており、内容も理解している	74.5	73.0
受けているが、内容は理解していない	1.6	2.7
受けたかどうか分からない	13.2	15.2
受けていない	10.7	9.0

○災害発生事業場への再発防止対策指導結果（荷役）

- ・荷役災害防止対策を実施していますか。

	R6(N=134)	R7(N=2634)
荷役災害防止対策をしている	97.8	93.5
反復・定例的に運搬を請け負う荷主等との安全衛生協議組織の設置	41.0	10.7
荷台からの墜落転落防止対策の実施（荷台への昇降設備やプラットフォーム等の設置等）	60.4	26.6
転倒による労働災害の防止対策の実施（整理整頓、床面の防滑対策の実施等）	65.7	62.5
ロールボックスパレット、台車等を使用して人力による荷役作業を行う場合における労働災害防止対策の実施	33.6	18.8
荷役作業の安全衛生教育の実施	80.6	53.8
荷役災害防止対策をしていない	2.2	6.5

6. 業種別の労働災害防止対策の推進（陸上貨物運送事業）

結果の分析

- 陸上貨物運送事業における労働災害の約8割は荷役作業中の災害であることなどから、アウトプット指標として荷役作業における安全ガイドラインに基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を定めているが、目標を上回る水準で推移しており、また、アウトカム指標である陸上貨物運送事業における死傷者数も前年と比較して増加してはいるものの、減少傾向は維持しておりアウトカム指標の目標値を達成する水準で推移している。「荷役ガイドラインに基づく措置」も含めた荷役災害防止に関する取組については、陸上貨物運送事業者においては高い割合で取り組まれており、労働者に対しても一定程度、教育・周知がなされているため、引き続き、荷役ガイドラインの周知等により、取組の促進を図ることが必要であると考えられる。
- 陸上貨物運送事業の死傷災害については、墜落・転落が最も多く、全体の4分の1を占めているが、令和7年の災害発生事業場への再発防止対策指導結果を見ると、荷役災害防止対策の内容について、「荷台からの墜落転落防止対策の実施」の割合が低くなっており、さらなる取組の推進が必要。
- 災害発生事業場においては、対策を実施しているとする事業者の割合は9割以上と高く、安全衛生教育を実施している割合も7割以上あり、また、被災者においても教育・周知を受けており内容も理解している者が7割を超えている。一方、荷役作業中の墜落・転落災害の発生率が高くなっているが、その背景としては、陸上貨物運送事業における墜落・転落災害の多くは、トラックの荷台上での作業など、高所作業（高さ2メートル以上）以外で発生しており、法令に基づく措置が義務付けられていないことから、墜落・転落災害に係る教育・周知があまり実施されておらず、対策も適切に実施されていないことが、災害発生の原因となっていることも考えられる。
- 改正労働安全衛生法に基づき、荷主等も含めた作業場所管理事業者に対し、荷の搬入等を行った事業者も含め、同一場所で作業が行われる場合における作業間の連絡調整等の実施を求めることとしているため、当該措置の施行に向けた周知と合わせた取組の推進が有効であると考えられる。

アウトプット指標・アウトカム指標の関連性

- アウトプット指標の数値は目標値を超える水準で推移し、令和5年から令和6年で上昇している。アウトカム指標の数値についても、前年と比較して増加してはいるものの、減少傾向は維持しておりアウトカム指標の目標値を達成する水準で推移しており、両指標には関連性が認められると考えられる。

今後の検討事項等

- 一定程度指標は改善しているところであるが、さらなる改善に向けて、事業場で墜落・転落災害の防止に向けた対策が行われているか、事業場で実施する安全衛生教育にそれらの内容が含まれているか、教育内容が適切に実施されているか等について分析を行うことが必要ではないか。

業種別の労働災害防止対策の推進（建設業）

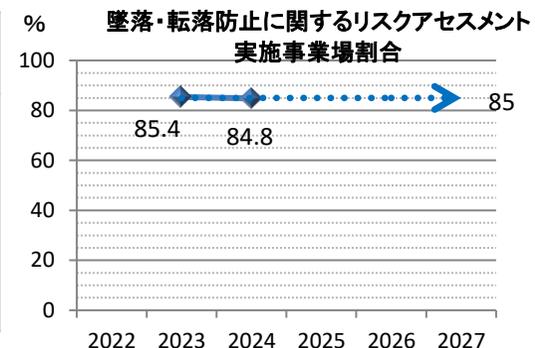
ひと、暮らし、みらいのために



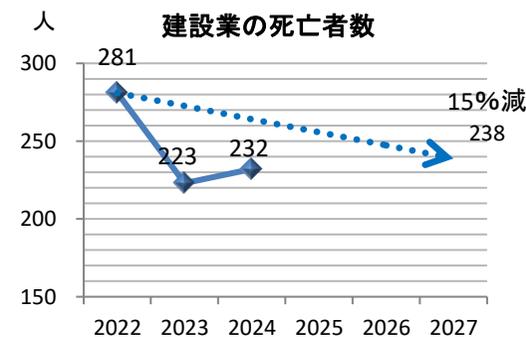
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

6. 業種別の労働災害防止対策の推進（建設業）

アウトプット指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメント(RA)に取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする(労働安全衛生調査)。	85.4%	84.8%	(2022年) (2027年) (74%)* → 85%以上 *本災防計画策定の参考とした、 2022年11月実施のアンケート結果	建設業における安全に対する意識が引き続き一定程度高いことが、当該指標が高水準で推移している一因と考えられる。



アウトカム指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる(死亡災害報告)。	223人	232人	(2022年) (2027年) 281人 → 238人以下	2023年よりは増加したものの、墜落・転落災害を中心に減少傾向にある。 なお、事故の型別で見ると、2024年は2023年と比べ、「はさまれ、巻き込まれ」「激突され」「崩壊、倒壊」の災害を中心に増加している。



6. 業種別の労働災害防止対策の推進（建設業）

○労働安全衛生調査

- ・建設業における労働者の安全の確保に関するリスクアセスメントの取組の実施の有無及び取組内容

	R5	R6
労働者の安全の確保に関しリスクアセスメントに取り組んでいる	90.9	90.0
高所からの墜落・転落（2m未満も含む。）	85.4	84.8
作業に用いる建設機械等の危険性	82.3	83.1
足場や型枠支保工等の仮設物の危険性	75.5	74.1
感電・爆発・火災等の危険性	65.9	64.8
交通事故	74.4	77.3
その他	2.9	3.3
労働者の安全の確保に関しリスクアセスメントに取り組んでいない	2.2	3.4
不明	6.8	6.6

○災害発生事業場への再発防止対策指導結果（建設業）

- ・作業床は設置していましたか。

	R6(N=71)	R7(N=304)
設置していた	25.4	31.6
設置していなかった	67.6	68.4
未回答	7.0	—

○災害発生事業場への再発防止対策指導結果（建設業）

- ・高所作業について、安全衛生教育を実施していましたか。

	R6(N=71)	R7(N=304)
実施していた	77.8	78.0
実施していなかった	14.8	13.8
実施したか覚えていない	7.4	8.2

○被災者アンケート（建設業）

- ・事業場が雇入れ時などで実施している墜落・転落災害防止対策について教育、周知を受けましたか。

	R6(N=72)	R7(N=115)
受けており、内容も理解している	61.1	74.8
受けているが、内容は理解していない	2.8	0.9
受けたかどうか分からない	15.3	14.8
受けていない	20.8	9.6

○災害発生事業場への再発防止対策指導結果（建設業）

- ・手すり等は設置していましたか。（R7は「作業床は設置していましたか」の間に「設置していた」と回答した事業場が回答）

	R6(N=71)	R7(N=96)
設置していた	8.5	53.1
設置していなかった	21.1	46.9
未回答	70.4	—

6. 業種別の労働災害防止対策の推進（建設業）

結果の分析

- 建設業における労働災害については、死亡災害、休業災害ともに約3～4割は墜落・転落によるものであることから、墜落・転落災害を対象としたリスクアセスメントは高い割合で取り組まれており、労働者に対しても一定程度、教育・周知がなされているため、引き続き、これまで適時に強化を図ってきた足場等からの墜落・転落災害防止に関する法令の履行確保に加え、指針や建設業向けの各種マニュアル等を活用し、取組の促進を図ることが必要であると考えられる。
- 対象作業の高さに2メートル未満を含む点に留意しなければならないが、リスクアセスメントの実施率は高水準である一方、手すり等の設置や作業床の設置など、高所作業における墜落・転落災害防止の基本的なリスク低減対策が十分に実施されていない状況が窺えるところであることから、リスクアセスメントの実施のみならず、作業場所の状況に応じた適切なリスク低減対策の実施を推進する必要があると考えられる。
- 高さが2メートル未満の高所での作業の多くは、脚立やはしごなどの器具等を用いた作業であるケースが多く、手すり等の墜落防護措置を講ずることが困難な場合が多いため、墜落・転落防止のためのリスク低減措置の内容も高さ2メートル以上の高所作業の場合とは大きく異なる。このため、作業時の高さや墜落箇所に応じたきめ細やかな対策の推進を図ることが必要であると考えられる。

アウトプット指標・アウトカム指標の関連性

- アウトプット指標の数値は令和5年から令和6年で若干減少したが高水準を維持しており、目標値を達成可能な水準で推移している。アウトカム指標の災害件数についても、前年と比較して増加してはいるものの、減少傾向を維持しておりアウトカム指標の目標値を達成する水準で推移している。前年の数値が経年的にみると大幅な減少であったことや、アウトプット指標を直結する墜落・転落による死亡災害は減少していることを踏まえれば、両指標には関連性が認められると考えられる。

今後の検討事項等

- 一定程度指標は改善しているところであるが、さらなる改善に向けて、高水準で実施されているリスクアセスメントに基づき、状況に応じた適切な対策が実施されているかを把握する必要があるのではないか。

業種別の労働災害防止対策の推進（製造業）

ひと、暮らし、みらいのために

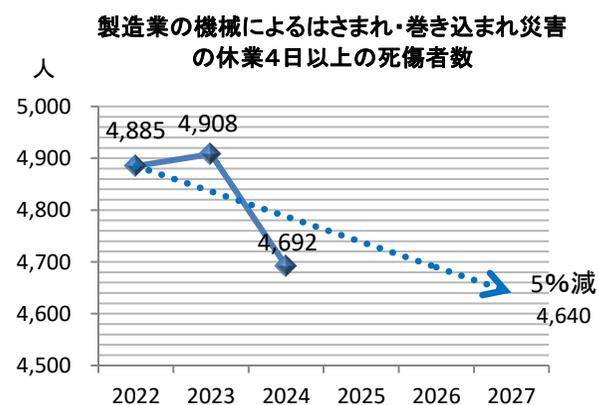
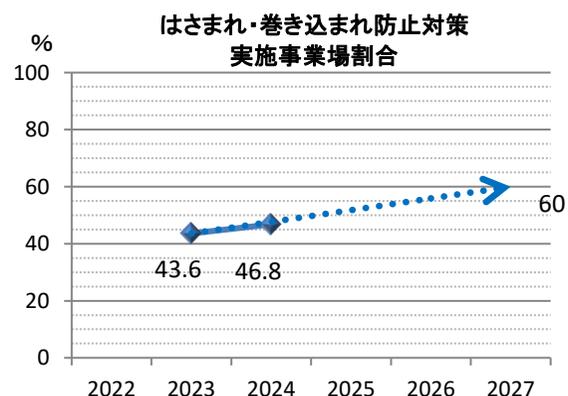


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

6. 業種別の労働災害防止対策の推進（製造業）

アウトプット指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする(労働安全衛生調査)。	43.6%	46.8%	(2022年) (2027年) - → 60%以上 (参考)2022年アンケート調査で「機械のリスクアセスメントを実施している」: 45.0%	大規模事業場では取組が進んでおり、小規模事業場では低調となっているが、中小規模事業場を中心に実施率が上昇している。 500人以上: 約91% (2023年約97%) 50人以上100人未満約63% (2023年約58%) 50人未満: 約38% (2023年約35%)

アウトカム指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる(労働者死傷病報告)。	4,908人	4,692人	(2022年) (2027年) 4,885人 → 4,640人以下	企業規模別の労働災害発生状況を見ると、中小規模事業場で災害が減少しており、中小規模事業場における「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む事業場が増加したことが死傷者数が減少した一因と考えられる。



6. 業種別の労働災害防止対策の推進（製造業）

○労働安全衛生調査

・企業規模別のリスクアセスメント実施率

	事業所規模	R5	R6
機械のリスクアセスメントに取り組んでいる	500～999人	96.6	91
	300～499人	87.1	93.6
	100～299人	71.5	79.1
	50～99人	58.0	62.5
	10～49人	34.9	37.6

・はさまれ・巻き込まれのおそれのある機械を保有している事業所における災害防止の取組の有無及び取組内容（複数回答）

	R5	R6
はさまれ・巻き込まれのおそれのある機械を保有している	80.9	83.8
機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止に取り組んでいる	79.8	82.7
機械のリスクアセスメントを実施している	35.3	39.2
機能安全を活用した機械を導入している	43.7	47.5
わかりやすい取扱説明書を作成している	25.0	25.9
注意喚起の標識を掲示等している	52.2	55.4
作業者に使用方法・取扱方法を教えている	75.1	76.7
その他	3.0	3.5

○災害発生事業場への再発防止対策指導結果（製造業）

・機械によるはさまれ・巻き込まれ防止対策を実施していますか。（複数回答）

	R6(N=62)	R7(N=320)
全ての機械について機械のリスクアセスメントを実施している	33.9	31.6
機能安全を活用した機械を導入している	38.7	39.7
作業標準書、操作手順書に災害防止のためのルール等を明記している	46.8	44.1
注意喚起の標識等を追加して掲示している	45.2	53.1
作業者に使用方法・取扱方法を教えている	87.1	89.1
災害が発生した機械について機械のリスクアセスメントを実施している	43.5	42.5
取り組んでいない機械がある	17.7	10.3

・機械のリスクアセスメントを実施した機械について、実施に当たり、機械メーカーから残留リスクの通知を受けましたか。

	R6(N=62)	R7(N=320)
通知を受けた	24.2	15.3
通知を受けなかった	35.5	30.3
通知を受けたか覚えていない	27.4	30.9
未回答	12.9	22.1

・機械のリスクアセスメントを実施していない機械について、実施していない理由として何が挙げられますか。（複数選択）

	R6(N=62)	R7(N=320)
経費がかかりすぎる	—	5.3
取り組み方がわからない	19.4	14.7
専門スタッフがいない	11.3	11.9
必要性を感じない	8.1	4.1
労働者の関心がない	1.6	4.1

6. 業種別の労働災害防止対策の推進（製造業）

結果の分析

- 製造業における労働災害については、死亡災害・死傷災害ともに「はさまれ・巻き込まれ」が最多であり、特に重篤度が高い機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止に有効なリスクアセスメントの実施率は、製造業全体を対象とした労働安全衛生調査の結果（46.8%）に比べ、災害発生事業場における実施率（31.8%）が下回る結果となった。
- また、令和7年度においては、特に中小規模事業場でのリスクアセスメント実施率が前年度から上昇しており、機械のはさまれ・巻き込まれによる死傷災害についても減少していることから、改めて、リスクアセスメントの実施が災害防止に重要であることが示唆された。
- 一方、機械のリスクアセスメント実施に重要となる、機械メーカーからの残留リスクの通知状況については、災害発生事業場において「通知を受けていない」又は「通知を受けたか覚えていない」とした割合が約2/3となるなど、残留リスク情報の提供や活用が、特に災害発生事業場において低調となっております、機械メーカーによる残留リスク情報提供と機械ユーザーによる情報活用、両方の取組推進が必要であると考えられる。
- さらに、災害発生事業場におけるリスクアセスメントを実施していない理由として、「取り組み方がわからない」「専門スタッフがいない」と答えた割合がいずれも最も高くなっており、機械のリスクアセスメント実施を支援する取組のさらなる推進が重要であると考えられる。

アウトプット指標・アウトカム指標の関連性

- アウトプット指標としている「はさまれ・巻き込まれ」対策の実施率は微増し、アウトカム指標の死傷者数は減少している。リスクアセスメントに着目すると中小規模事業場での実施率が増加し災害件数も減少している。災害発生事業場ではリスクアセスメントの実施率が製造業全体に比べ低いことも勘案するとアウトプット指標とアウトカム指標に関連性は一定程度認められると考えられる。

今後の検討事項等

- リスクアセスメントの取組を進めるため、機械メーカーからの残留リスクの提供を促進することも重要であることから、ヒアリング等により、残留リスクの提供の実態を確認し、対応を検討することが効果的ではないか。
- 小規模事業場等でリスクアセスメントの実施方法がわからない事業場に対し、リスクアセスメントの支援ツールを周知していくことが重要と考えられる。

業種別の労働災害防止対策の推進（林業）

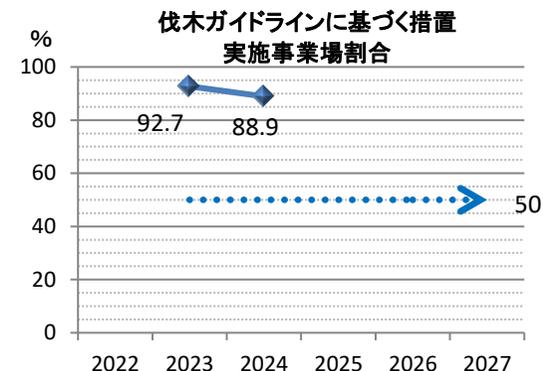
ひと、暮らし、みらいのために



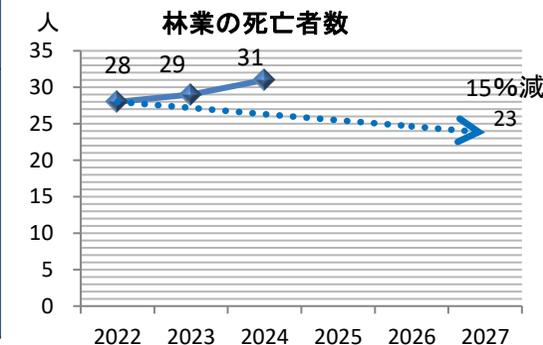
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

6. 業種別の労働災害防止対策の推進（林業）

アウトプット指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
伐木等作業の安全ガイドラインに基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする(労働安全衛生調査)。	92.7%	88.9%	(2022年) - (2027年) → 50%以上 (参考)2021年の林業従事者を対象とした研修の場を活用したアンケート調査で「伐木ガイドラインに基づく措置を講じている(ガイドラインの複数の主要な事項に取り組んでいる)」:30.2%	ガイドラインに基づく措置の指導や講習会等の取組により周知が進んでいるため、引き続き高い水準を保っていると考えられる。



アウトカム指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる(死亡災害報告)。	29人	31人	(2022年) 28人 → (2027年) 23人以下	伐木作業による死亡災害が増加しており、死亡災害全体も増加している状況にある。 なお、事故の型別で見ると、2024年は2023年と比べ、「墜落、転落」による災害は大きく減少したものの「激突され」による災害等が増加している。



6. 業種別の労働災害防止対策の推進（林業）

○労働安全衛生調査

・林業における「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置の有無及び取組内容

	R5	R6
「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置に取り組んでいる	92.7	88.9
事前調査の実施、作業計画の作成	78.7	78.8
リスクアセスメントの実施	81.0	80.7
作業指揮者の配置	75.3	72.7
ガイドラインに定めるかかり木処理における禁止事項の遵守の徹底	86.3	86.4
ガイドラインに定めるチェーンソーの取扱い方法等の徹底	89.2	86.8
その他	5.9	3.9
事前調査の実施、作業計画の作成	2.9	1.1
「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置に取り組んでいない	4.4	10.0

災害発生事業場への再発防止対策指導結果や被災者アンケートの回答

数が少なく、安全衛生調査との比較が困難であるため、

- ①業界団体を通じた「深掘りアンケート」
 - ②死亡災害事例の詳細分析
- により、両指標の関連性を検証

○災害発生事業場への再発防止対策指導結果（林業）

・どのような伐木作業時の災害防止対策を実施していますか。

	R6(N=10)	R7(N=42)
ガイドラインで定める、かかり木処理における禁止事項の遵守の徹底	100.0	73.8
ガイドラインで定める、チェーンソーの取扱方法等の徹底	100.0	81.0
事前調査の実施、作業計画の作成	100.0	78.6
作業指揮者の配置	90.0	71.4
リスクアセスメントの実施	80.0	71.4
毎日の朝礼、現場でのミーティング	10.0	—
ヒヤリハット抽出し、対策を検討している（毎月）	—	2.4

○被災者アンケート（林業）

・事業場が雇入れ時などに実施している、伐木作業時の災害防止対策について教育を受けましたか。

	R6(N=14)	R7(N=4)
受けており、内容も理解している	85.7	75.0
受けているが、内容は理解していない	0.0	0.0
受けたかどうか分からない	7.1	0.0
受けていない	7.1	25.0

6. 業種別の労働災害防止対策の推進（林業）

○深掘りアンケート（林業）

- ・伐木作業時の災害防止対策を実施していますか。

R7(N=292)	
伐木作業時の災害防止対策を実施している	86.0
伐木作業時の災害防止対策を実施していない	12.7

- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の内容を把握していますか。

R7(N=292)	
とてもよく把握している	24.0
ある程度は把握している	66.8
把握していない	9.2

- ・緊急連絡体制を整備していますか。

R7(N=292)	
整備し定期的に確認している	60.6
整備しているが確認が必要	26.7
整備していない	10.3

緊急連絡体制を整備していない理由（主な回答）

- 会社の指示がない
- 危険なことはしないので安全
- 山間地で連絡体制が確保できない。電話が圏外。
- 携帯が圏外
- 携帯が圏外なので何をやってもむり
- 森林内で電話等が通じない
- 毎日朝礼で確認
- 発注者の組合の指示がない
- 組合の指示がない
- 組合の方針がない

6. 業種別の労働災害防止対策の推進（林業）

●林業における死亡災害の内訳（令和4年～6年）

林業の死亡災害	
R 4	28
R 5	29
R 6	31

伐木作業中の災害	
R 4	16
R 5	13
R 6	21

かかり木処理中の災害	
R 4	5
R 5	1
R 6	4

GLに基づく措置が不十分の疑いあり	
R 4	9
R 5	9
R 6	15

自分の伐倒木による災害	
R 4	13
R 5	9
R 6	11

他人の伐倒木による災害	
R 4	2
R 5	3
R 6	10

結果の分析

林業における死亡災害の発生状況をもとに、伐木作業中の災害の作業の状況やガイドラインに基づく取組の実施状況について、令和5年と令和6年を比較すると、以下の状況が見られる。

- ① 伐木作業中の災害に占める「他人の伐倒木による災害」の割合についてみると、令和5年は約23%であるのに対し、令和6年は約48%と大幅に増加しており、令和4年が約13%であることを踏まえると、著しい増加となっている。
- ② 伐木作業中の災害のうち、「ガイドラインに基づく措置が不十分」であることが疑われる災害の割合についてみると、令和5年、令和6年ともに7割程度となっており、大きな増加は見られないが、令和4年は56.3%であることを踏まえると、増加傾向がみられる。

上記の状況は、労働安全衛生調査の結果とは異なるものであり、事業者の認識と実際に作業が行われている状況とに大きな乖離があることが窺える。

出典：死亡災害報告をもとに厚生労働省にて集計

6. 業種別の労働災害防止対策の推進（林業）

結果の分析

- 「他人の伐倒木による災害」については、伐倒する木の高さは数十メートルに及ぶことも一般的であり、森林内でチェーンソーを用いた作業を行っている中、
 - ①他の作業者がどこで作業を行っているのかを作業時に目視のみで把握することは困難
 - ②伐倒木の影響範囲で作業を行う者との間の連絡調整を肉声のみで行うことは困難といった状況にあるため、各種調査や死亡災害の分析結果からも明らかなように、ガイドラインに基づく措置については認識しているものの、現場において、ガイドラインに定める措置を実施することができず、災害に至るといった実態が窺える。
- このため、予定される伐倒木の影響範囲（伐倒後の斜面下も含む。）を踏まえた作業者の計画的な配置や、衛星携帯電話やトランシーバー（聴覚保護具との併用が可能なヘッドセット等の使用）などを活用した通信・連絡手段の確保など、ガイドラインで定める措置を作業者が現場において円滑に実施できるような環境整備が必要であると考えられる。

アウトプット指標・アウトカム指標の関連性

- アウトプット指標の数値は目標値を超える高水準で推移している一方、アウトカム指標の数値は目標達成には至っておらず、令和5年、令和6年ともに前年と比較して増加している。
- アウトプット指標と直接関係が深い「伐木作業中の死亡災害」についても、令和5年は前年と比較して減少したものの、令和6年は増加に転じてしまっている。
- アウトプット指標に掲げた伐木等作業の安全ガイドラインに基づく措置を実施する林業の事業場の割合は高いものの、実際の現場ではガイドラインに基づく措置が実施されていない可能性がある。

今後の検討事項等

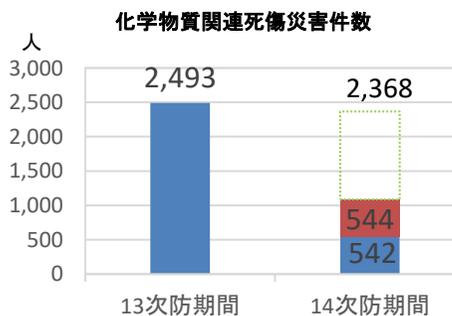
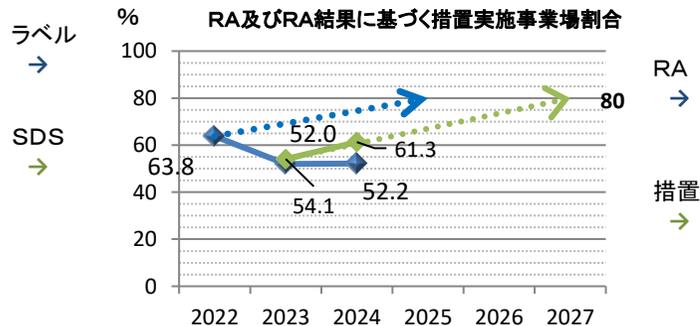
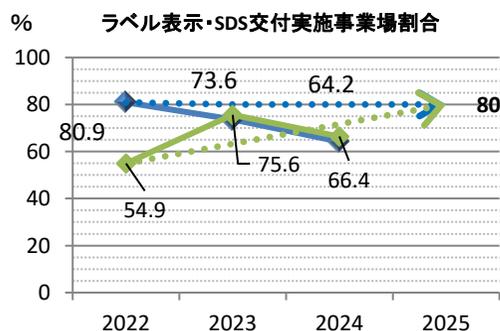
- 現在、労働安全衛生調査で把握している項目に加え、災害発生状況や団体を通じたアンケート結果からみられる問題点に対応した項目について、追加で把握する必要があると考えられる。
《考えられる調査項目の例》
- ガイドラインに基づく措置が実際に現場で取られているか
- 教育の方法及び教育効果の確認方法
- 教育した内容が作業時に適切に実施されているかの確認状況
- 伐木ガイドラインのうち、「他人の伐倒木による災害」を防止するために特に有効であると考えられる項目（周囲の作業者の位置の確認、伐倒方向の確認、立入禁止、合図、退避など）
- 緊急連絡体制及び作業者間の通信・連絡方法 等

化学物質等による健康障害防止対策の推進（化学物質による健康障害防止対策）

8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進（化学物質）

アウトプット指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
ラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする(労働安全衛生調査)。	ラベル: 73.6% SDS: 75.6%	ラベル: 64.2% SDS: 66.4%	(2022年) (2025年) ラベル: 80.9% → 80%以上 SDS: 54.9% → 80%以上	ラベル表示をしていない理由としては、「義務対象となっていないため」が70.2%と最も多く、2023年の54.2%から15ポイント程度増加しており、義務対象物質が大幅に増加したことにより、義務対象物質への対応が優先されていることなどが指標が下がった一因と考えられる。
リスクアセスメント(RA)の実施の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、RAを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、RA結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする(労働安全衛生調査)。	RA: 52.0% 措置: 54.1%	RA: 52.2% 措置: 61.3%	(2022年) (2025年) RA: 63.8% → 80%以上 (2022年) (2027年) 措置: - → 80%以上	RA結果に基づく措置の実施率は上昇しているものの、RAの実施はほぼ横ばいであり、義務対象物質への対応が優先されていることなどが考えられる。なお、事業場へ行ったアンケートによると、RAを実施していない理由としては、「対象の物質数が多く対応できない」「リスクアセスメントを行う専門スタッフがいらない」が多く挙げられた。

アウトカム指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触、爆発又は火災によるもの)の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、5%以上減少させる(労働者死傷病報告)。	2023年の死傷災害: 542人	2024年の死傷災害: 544人 (14次防期間累計1,086人)	(13次防期間) (14次防期間) 2,493人 → 2,368人未満 ※14次防残り期間が2023年及び2024年実績の平均値とすると2,715人。	2024年の死傷災害は、前年と比べほぼ横ばいである。なお、化学工業(72人→60人)、金属製品業(47人→36人)などでは減少しているが、飲食店(26人→51人)、食料品製造業(55人→71人)などでは増加している。



8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進（化学物質）

○労働安全衛生調査

・化学物質を製造又は譲渡・提供する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況別事業所割合

※化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所の計を100としたとき

化学物質の種類	該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している	GHSラベルの表示状況				該当する化学物質を製造又は譲渡・提供していない
		すべての製品に表示している	一部の製品に表示している	譲渡・提供先から求めがあれば表示している	全く表示していない	
令和6年度						
労働安全衛生法第57条に該当する化学物質	80.0(100.0)	(85.7)	(12.9)	(0.8)	(0.6)	9.0
労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質	52.9(100.0)	(64.2)	(25.0)	(4.3)	(6.5)	8.0
令和5年度						
労働安全衛生法第57条に該当する化学物質	61.1(100)	(94.9)	(2.0)	(0.4)	(2.7)	20.7
労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質	57.5(100)	(73.6)	(12.8)	(2.5)	(11.1)	16.8

※（）は、該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所の計を100としたときの割合。

8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進（化学物質）

○労働安全衛生調査

・化学物質を製造又は譲渡・提供する際の安全データシート（SDS）の交付状況別事業所割合

※化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所の計を100としたとき

化学物質の種類	該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している	安全データシート（SDS）の交付状況				該当する化学物質を製造又は譲渡・提供していない
		すべての製品に表示している	一部の製品に表示している	譲渡・提供先から求めがあれば表示している	全く表示していない	
令和6年度						
労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質	80.0(100.0)	(81.4)	(7.4)	(11.2)	(0.0)	9.0
労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質	52.9(100.0)	(66.4)	(12.6)	(20.9)	(0.0)	8.0
令和5年度						
労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質	61.1(100)	(89.7)	(1.3)	(6.5)	(2.5)	20.7
労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質	57.5(100)	(75.6)	(12.7)	(7.9)	(3.9)	16.8

※（ ）は、該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所の計を100としたときの割合。

※製品に交付しているには、電子メールによる送信や、SDSが掲載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し閲覧を求めた場合や、過去に交付済みの製品で、繰り返し同製品を製造又は譲渡・提供するにあたり、SDSに変更がないためあらためてSDSを交付していない場合が含まれる。

8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進（化学物質）

○労働安全衛生調査

・化学物質を取り扱う際のリスクアセスメントの実施状況別事業所割合 ※化学物質を取り扱っている（製造、譲渡・提供、使用）事業所の計を100としたとき

化学物質の種類	該当する化学物質を使用（製造、譲渡・提供を含む）している	リスクアセスメントの実施状況			該当する化学物質を使用（製造、譲渡・提供を含む）していない
		すべて実施している	一部実施している	全く実施していない	
令和6年度					
労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質	79.3(100.0)	(66.1)	(27.7)	(6.3)	9.7
労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質	38.6(100.0)	(52.2)	(36.4)	(11.5)	7.4
令和5年度					
労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質	75.5(100)	(58.2)	(34.6)	(7.3)	8.2
労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質	47.3(100)	(52.0)	(37.1)	(10.8)	11.2

※（）は、該当する化学物質を使用（製造、譲渡・提供を含む）している事業所の計を100としたときの割合。

○労働安全衛生調査

・企業規模・事業所規模・産業、化学物質を取り扱う際のリスクアセスメントの実施状況別事業所割合（労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質）

・「リスクアセスメントをすべて実施している又は一部実施している」のうち、「リスクアセスメントの結果、ばく露低減措置が必要であった」を100とした場合のばく露低減措置の状況

		R5	R6
ばく露低減措置の状況	すべて実施している	54.1	61.3
	一部実施している	44.8	37.4
	全く実施していない	1.0	1.3

8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進（化学物質）

○労働安全衛生調査

・企業規模・事業所規模・産業、化学物質を製造又は譲渡・提供する際にGHSラベルを表示していない理由別事業所割合
 （労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質）

		R5	R6
GHSラベルを表示していない理由	費用がかかる	0.0	0.0
	どのように表示するかわからない	0.4	1.2
	譲渡・提供先から要望がないため	45.3	5.5
	GHSラベルの表示制度について知らないため	0.0	2.0
	義務対象となっていないため	54.2	70.2
	不明	0.1	21.1

○労働安全衛生調査

・企業規模・事業所規模・産業、化学物質を製造又は譲渡・提供する際に安全データシート（SDS）を交付していない理由別事業所割合
 （労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質）

		R5	R6
安全データシート（SDS）を交付していない理由	費用がかかる	0.0	0.0
	どのようにSDSを作成するかわからない	0.0	1.1
	譲渡・提供先から要望がないため	52.3	83.2
	SDS交付制度について知らないため	2.8	0.0
	義務対象となっていないため	44.6	8.7
	不明	0.4	7

8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進（化学物質）

○災害発生事業場への再発防止対策指導結果

・貴事業所では化学物質を取り扱う作業について、リスクアセスメントを実施していますか。

	R6(N=11)	R7(N=41)
化学物質を取り扱うすべての作業についてリスクアセスメントを実施している	27.3	34.1
化学物質の一部についてリスクアセスメントを実施していない作業があるが、危険・有害な化学物質（リスクアセスメント対象物）を取り扱うすべての作業については実施している	27.3	26.8
危険・有害な化学物質を取り扱う作業の一部についてリスクアセスメントを実施している	36.4	29.3
全くリスクアセスメントを実施していない	9.1	9.8

・リスクアセスメントの結果に基づいてばく露防止対策を実施していますか。
（R7は上記問で「全くリスクアセスメントを実施していない」と回答した事業場以外が回答）

	R6(N=11)	R7(N=37)
化学物質を取り扱うすべての作業についてばく露防止対策を実施している	36.4	48.6
危険・有害な化学物質を取り扱う一部の作業についてばく露防止対策を実施している	27.3	21.6
化学物質の一部についてばく露防止対策を実施していない作業があるが、危険・有害な化学物質（リスクアセスメント対象物）を取り扱うすべての作業については実施している	27.3	24.4
リスクアセスメントの結果、ばく露防止対策が必要な作業はなかった	—	5.4
未回答	9.1	—

○災害発生事業場への再発防止対策指導結果

・被災時の化学物質取扱作業について、労働者に対して安全衛生教育、又は周知をしていましたか。

	R6(N=11)	R7(N=41)
教育、周知をしていた	81.8	80.5
教育、周知をしていない	18.2	4.9
教育、周知をしていたかわからない	—	14.6

○被災者アンケート

・事業所が実施している、化学物質による災害防止対策について教育、周知を受けていますか。

	R6(N=21)	R7(N=11)
受けており、内容も理解している	66.7	72.7
受けているが、内容は理解していない	0.0	9.1
受けたかどうか分からない	14.3	9.1
受けていない	19.0	9.1

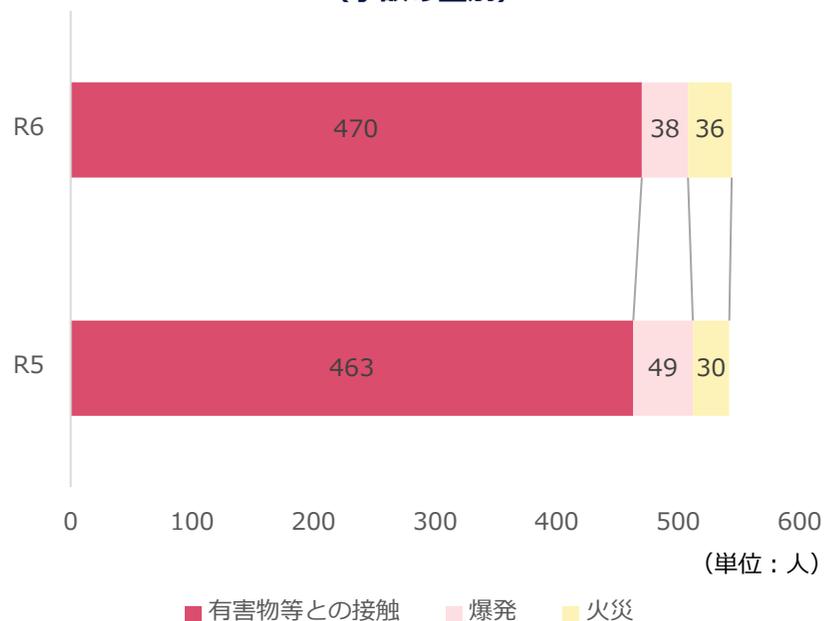
災害発生事業場への再発防止対策指導結果や被災者アンケートの回答数が少なく、安全衛生調査との比較が困難であるため、**化学物質の性状に関連の強い死傷災害の分析**により、両指標の関連性を検証

8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進（化学物質）

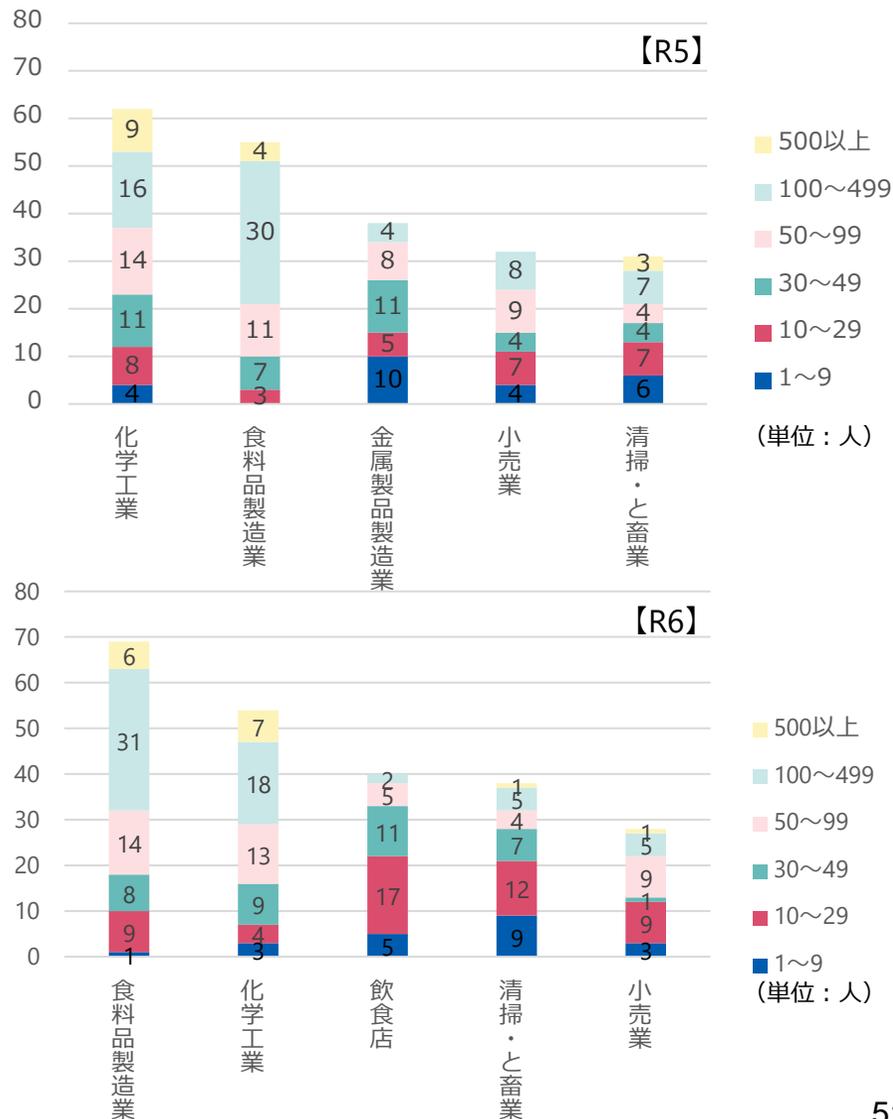
災害の傾向

- 化学物質の性状に関連の強い死傷災害は有害物等との接触が8割超。
- 業種別でみると、化学工業、金属製品製造業だけでなく、食料品製造業、飲食店、清掃・と畜業で多く発生している

化学物質の性状に関連の強い死傷災害
(事故の型別)



化学物質の性状に関連の強い死傷災害のうち
有害物等の接触（件数が多い5業種・事業場規模別）

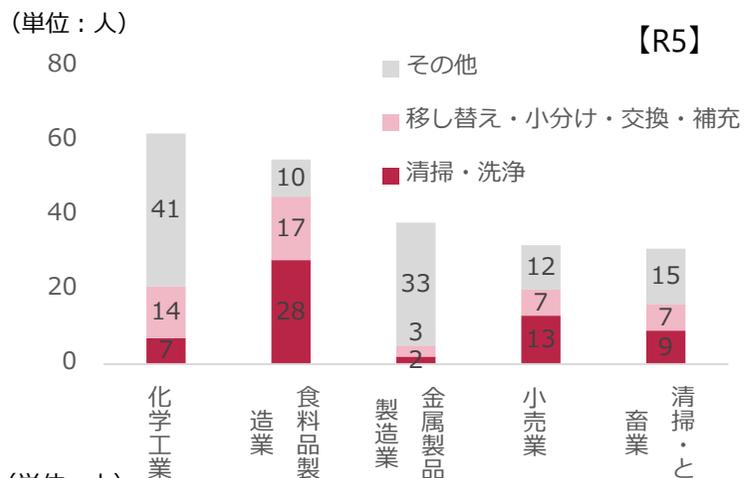


8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進（化学物質）

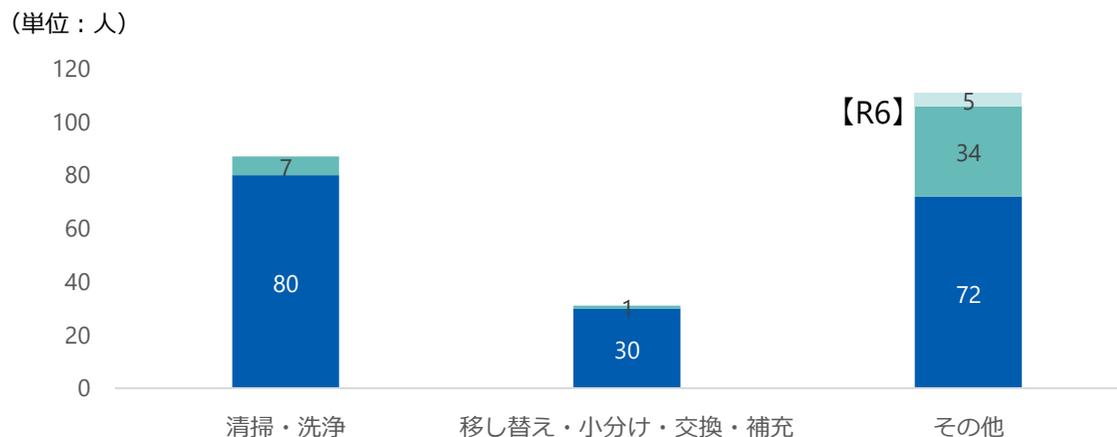
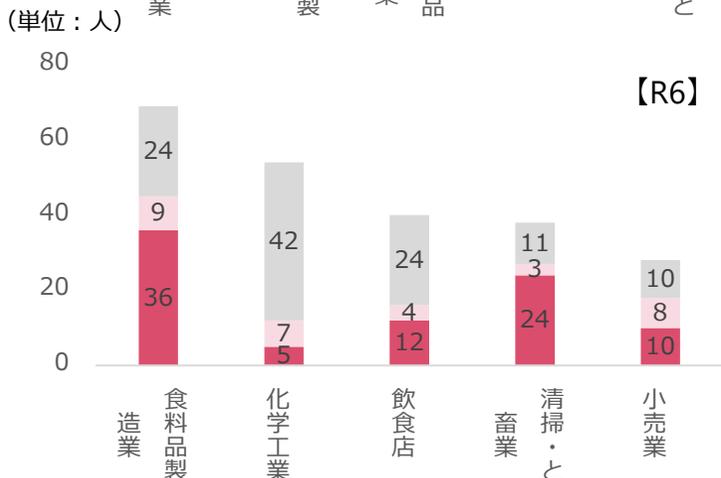
災害の傾向

- 化学物質の性状に関連の強い死傷災害について、件数が多い5業種を作業分類でみると、清掃・洗浄が最も多い。また、ばく露形態としては、皮膚等への接触が多く、保護手袋等の接触防止のための保護具の着用の重要性が改めて確認できる。

化学物質の性状に関連の強い死傷災害のうち
有害物等の接触（件数が多い5業種・作業分類別※1）



化学物質の性状に関連の強い死傷災害のうち
有害物等の接触（件数が多い5業種・作業分類別×ばく露形態※2）



※1 労働者死傷病報告の災害発生状況及び原因の欄の記載から判断して分類（分類区分については今後も精査）

※2 労働者死傷病報告の傷病部位の欄の記載から判断して分類（分類区分については今後も精査）

8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進（化学物質）

結果の分析

- 災害発生事業場への再発防止対策指導結果、被災者アンケートについては、回答数が少なく、指標の関連性の分析に用いることは困難。
- 労働安全衛生調査によると、義務対象物質について、ラベル表示、SDSの交付ともに「全ての製品に表示（交付）している」の割合が減少し、「一部の製品に表示（交付）している」が上昇しており、また、GHSラベルを表示していない理由として「義務対象となっていないため」が最も多く、R5年：54.2% → R6年：70.2%と大幅に上昇しており、義務対象物質の拡大により、対応が追いついていない事業場もあることが窺える。
- 化学物質の性状に関連の強い死傷災害を分析すると、令和5年、令和6年の化学物質の性状に関連の強い死傷災害は化学工業、金属製品製造業だけでなく、食料品製造業、飲食店、清掃・と畜業で多く発生している。
- 作業分類でみると、清掃・洗浄が最も多い。また、ばく露形態としては、皮膚等への接触が多く、保護手袋等の接触防止のための保護具の着用により防ぐことができる災害も窺えることから、当該作業における業種別・作業別マニュアルに記載の保護具着用等のリスク低減措置を推進する重要性が改めて確認できる。

アウトプット指標・アウトカム指標の関連性

- 令和5年度と比べて、令和6年度は義務対象物質が大幅に増加しており、義務対象物質への対応が優先されている可能性があるため、アウトプット指標とアウトカム指標の関連については、現時点では評価しきれない部分がある。
- アウトプット指標は、ラベル表示、SDS交付、リスクアセスメントの努力義務対象物質に関するものであるが、化学物質の性状に関連の強い死傷災害の要因物質として、努力義務対象物質がどの程度を占めるかを労働者死傷病報告から把握することは難しい。

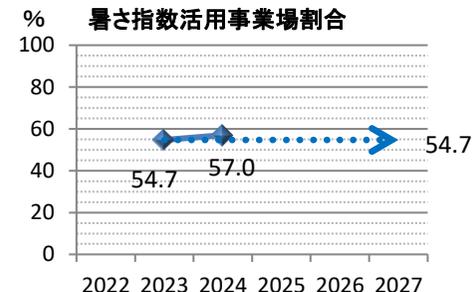
今後の検討事項等

- 清掃・洗浄作業における災害が多い中で、清掃・洗浄（食料品製造業、飲食店、ビルメンテナンス）におけるリスクアセスメントマニュアルを作成・公表しているところ、災害防止に向け清掃・洗浄作業における保護具の着用状況や、リスクアセスメント及びその結果に基づくばく露低減措置の実施状況について把握することが必要ではないか。
- 令和8年4月に、新たに約800物質が、リスクアセスメント対象物（義務対象物質）に追加され、令和2年度までの国によるGHS分類の結果、危険性・有害性があるものと区分された約2,900物質は、全て義務対象物質に移行する。現在でも義務対象物質への対応が優先され、努力義務対象物質への対応が追いついていない可能性もある中で、義務対象物質の増加による事業場の対応状況を確認する必要があるため、14次防の残りの期間では、努力義務対象物質についてのアウトプット指標は新たに立てずに、リスクアセスメント対象物についてのラベル表示・交付、リスクアセスメントの実施率を注視していくこととする。

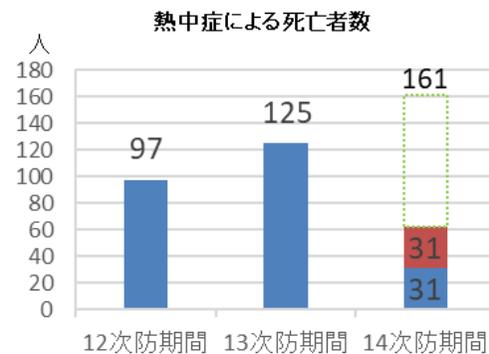
化学物質等による健康障害防止対策の推進（熱中症による健康障害防止対策）

8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進（熱中症）

アウトプット指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる(労働安全衛生調査)。	54.7%	57.0%	(2023年) 54.7% (2027年) 54.7%以上	STOP! 熱中症クールワークキャンペーンの周知や、労働局及び労働基準監督署における説明会により、特に熱中症が多発している業種を中心に取組が進んだと考えられる。



アウトカム指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
増加が見込まれる熱中症による死者数の増加率を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる(労働者死傷病報告)。	2023年の死者数31人	2024年の死者数31人 (14次防期間累計62人)	(13次防期間) 28.9% → (14次防期間) 28.9%未満(※) 2013~2017年総数: 97人 2018~2022年総数: 125人 ※14次防期間中における熱中症による死者数が161人以下 なお、14次防残り期間が2023年及び2024年実績と同水準なら155人。	2024年夏は観測史上最も暑い夏となった影響から、熱中症による死者数は2023年と同様に過去10年で最も大きいものとなった。



8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進（熱中症）

○労働安全衛生調査

・熱中症予防対策の取組の有無及び対策内容（複数回答）別事業所割合(屋外作業又は暑熱若しくは多湿の屋内作業がある事業所数を100とした割合)

	R5	R6
熱中症予防対策に取り組んでいる	94.7	94.9
熱への順化のため、気温が高くなる時期において作業時間を通常より短く設定し数日かけて通常の作業時間に戻すような取組をしている	13.7	12.6
作業場所においてシートなどで日陰を作ったり扇風機を使用している	48.4	48.1
涼しい休憩場所を確保し、おしぼり、飲料水等を備え付けている	61.6	61.7
通気性の良い服装、ヘルメット等を着用させている	44.8	45.8
朝礼時に体調不良の者を把握し、作業場所・時間を配慮している	44.4	47.1
作業中の巡視で労働者の水分・塩分の摂取や不調者がいないか確認している	56.5	56.9
高血圧症などの有患者や健康診断の有所見者に対し作業場所・時間を配慮している	13.2	14.2
労働者に対し熱中症予防のための教育を行っている	59.5	59.7
緊急時の措置を確認し、周知を行っている	42.0	44.5
労働災害の事例の分析、分析結果に基づく再発防止対策に取り組む体制を整えている	21.6	21.2
熱中症予防対策に取り組んでいない	3.2	3.1
不明	3.2	3

○災害発生事業場への再発防止対策指導結果（熱中症）

・熱中症予防対策を実施していますか。（複数回答）

	R6(N=5)	R7(N=336)
労働者に対し熱中症予防対策のための教育を行っている	20.0	76.2
早期発見のための体制や、重篤化防止のための手順を関係作業者に周知している	—	57.4
熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための体制を整備している	—	51.5

○被災者アンケート（熱中症）

・事業場が施している、熱中症による災害防止対策について教育、周知を受けていますか。

	R6(N=5)	R7(N=110)
受けており、内容も理解している	40.0	80.9
受けているが、内容は理解していない	0.0	2.7
受けたかどうか分からない	40.0	9.1
受けていない	20.0	7.3

8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進（熱中症）

結果の分析

- 熱中症の重篤化を防止するための体制整備の事業者への義務づけ等を内容とする改正労働安全衛生規則が令和7年6月1日に施行されたことに伴い、各指標も大きく影響を受けると思われるため、その影響を踏まえた検討が必要。
- 近年、夏季の猛暑が続く中、労使の熱中症に対する認識も高まり、WBGTの把握やこれに基づく対策に取り組む事業場の割合も増加しているが、令和6年までは熱中症による死亡災害は高止まりしており、休業4日以上¹の死傷災害も過去最多を記録しているため、引き続き、労使協力のもと、令和7年6月から施行している改正規則に基づく措置の履行確保が重要であると考えられる。
- また、把握したWBGTをもとに、適切な対策を講ずるためには、暑熱環境下で行われる作業の強度を踏まえて当該作業に適用されるWBGT基準値を適切に把握し、これを踏まえた対策を講ずることが重要であることから、令和8年の夏季に向け、熱中症予防に関する取組の検討を早急に進め、毎年実施しているクールワークキャンペーン等も活用し、検討結果を踏まえた対策を推進することが必要であると考えられる。

アウトプット指標・アウトカム指標の関連性

- アウトプット指標の数値は令和6年から令和7年で増加しており、目標値を達成可能な水準で推移している。また、アウトカム指標の災害件数についても、単年で比較することは適当ではないものの、2024年の夏は過去最高の猛暑を記録したとされている中、死亡者数は同数となっており、アウトカム指標の目標値を達成する水準で推移している。
- 加えて、令和7年の熱中症の重篤化の防止のために事業者に対し体制整備、手順作成、それらの周知を義務付けた省令改正の施行により、令和7年はアウトカム指標である死亡者数が大幅に減少することが予想される（R7.12末時点の速報値であり、確定値でないことに留意が必要）ため、この法令の遵守状況がアウトカム指標に直結することが予想される。
- 事業場における取組状況と労働者の認識、対策の実施状況にも乖離はなく、アウトプット指標に掲げた取り組みの結果がアウトプット指標に反映されていると評価できる。

今後の検討事項等

- 改正労働安全衛生規則の影響や令和8年夏に向けて検討を行っている「職場における熱中症防止対策に関する検討会」での議論を踏まえた事業場における対策の対応状況を踏まえた検討が必要。